第３期
市川町子ども・子育て支援事業計画

2025年（令和７年）３月

市川町

は　じ　め　に

本町では、これまで「地域みんなで連携し心身ともに健やかな子どもに育つまち　市川」を目指し、2020年（令和２年）３月に策定した「第２期市川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な子育て支援施策に総合的、計画的に取り組んできました。しかしながら、全国的にも人口減少、急速な少子化、核家族化が進行し、市川町においても急速な人口減少が進行し、地域のコミュニティやつながりが希薄となってきております。さらには、子どもの貧困、児童虐待やいじめなどが大きな社会問題となっており、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しております。

国では、2022年（令和４年）６月に「こども基本法」が公布され、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされ、さらに2023年（令和５年）１月には、異次元の少子化対策として、児童手当など経済的支援の強化や産後ケアの支援拡充、働き方改革の推進などが掲げられ、子ども・子育てを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

こうした中、このたび策定した「第３期市川町子ども・子育て支援事業計画」では、前計画の理念を引き継ぐ一方で、新たな支援事業にも取り組むこととし、地域全体で子どもと子育て家庭を支え、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができる環境づくりに努めることとしました。大きな可能性を持った子どもたちの笑顔が花開くよう、計画の着実な実施に取り組んでまいりますので、今後とも町民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、ニーズ調査等のアンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました皆さま方をはじめ、本計画策定にあたりご審議いただきました市川町子ども・子育て会議委員の皆さまに、心からお礼を申し上げます。

2025 年(令和７年)３月

市川町長　津田　義和

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
　１　計画策定の背景と趣旨 1
　２　計画の法的根拠 2
　３　計画の期間 2
第２章　市川町の子ども・子育てを取り巻く現状 3
　１　統計資料からみる現状 3
　　（１）人口・世帯の状況 3
　　（２）人口動態の推移 8
　　（３）婚姻・離婚等の動向 9
　　（４）就労の状況 10
　　（５）園児・児童・生徒数の推移 12
　２　ニーズ調査結果の概要 14
　　（１）ニーズ調査の概要 14
　　（２）調査結果の概要〔就学前・小学生児童調査〕 15
　　（３）調査結果の概要〔小学生調査〕 20
　３　第２期計画の主な取り組み状況 24
　　（１）子どもや母親の健康確保 24
　　（２）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 25
　　（３）仕事と家庭生活との両立支援 25
　　（４）地域における子育て支援 26
　　（５）子どもや子育て家庭にとって安全・安心なまちづくり 27
　　（６）より支援が必要な家庭及び児童への支援体制の充実 27
　４　第３期計画の実施に向けた検討課題 29
　　（１）子どもの権利の尊重と意見表明の機会の提供 29
　　（２）妊娠・出産期から切れ目のない支援の充実 29
　　（３）地域全体で取り組む子育て支援 30
　　（４）ヤングケアラーや生きづらさを感じている子どもや子育て家庭への支援 30
　　（５）町の環境を生かした子育て支援の推進 30
第３章　計画の基本的考え方 31
　１　計画の基本理念 31
　２　計画の基本目標 32
　３　施策体系 33
第４章　施策の展開 35
　１　子どもと親の健康を守る 35
　２　安心・安全な子育て環境 38
　３　仕事と家庭生活との両立支援 41
　４　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 43
　５　支援を要する子どもや家庭への支援体制の充実 45

第５章　幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 . 49
１　提供区域の設定 . 49
２　幼児期の教育・保育の「量の見込み」と確保方策 . 50
３　地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策 . 51
（１）延長保育事業 . 52
（２）放課後児童健全育成事業 . 52
（３）子育て短期支援事業（ショートステイ） . 53
（４）地域子育て支援拠点事業 . 53
（５）一時預かり事業 . 54
（６）病児・病後児保育事業 . 54
（７）ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ） . 55
（８）妊婦健診事業 . 55
（９）乳児家庭全戸訪問事業 . 56
（10）養育支援訪問事業 . 56
（11）子育て世帯訪問支援事業 . 57
（12）児童育成支援拠点事業 . 57
（13）親子関係形成支援事業 . 58
（14）妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援） . 58
（15）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） . 59
（16）産後ケア事業 . 59
（17）利用者支援援業 . 60
第６章　計画推進に向けて . 61
１　推進体制の考え方 . 61
（１）推進体制の確立 . 61
（２）情報提供・周知 . 61
（３）広域調整や県との連携 . 61
（４）計画の評価・確認 . 61
参考資料 . 63
１　子ども・子育て会議の設置 . 63
２　計画策定の経過 . 64
３　市川町子ども・子育て会議委員名簿 . 65
４　用語集（五十音順） . 66

第１章

計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

市川町では、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画として、2020 年(令和２年)３月に「第２期市川町子ども・子育て支援事業計画（2020 年度(令和２年度)～2024 年度(令和６年度)）」（以下、「第２期計画」という。）を策定し、“地域みんなで連携し心身ともに健やかな子どもに育つまち 市川”を基本理念として、子ども・子育てを地域全体で支え、子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくりとともに、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保に努めてきました。

この間、国においては、2021 年(令和３年)12 月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据えて、「こどもまんなか社会」として、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

そして、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2022 年(令和４年)６月に「こども基本法」が成立・公布され、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされ、2023 年(令和５年)４月１日に施行されています。また、この法律の施行に伴い、子ども政策の新たな司令塔として「こども家庭庁」が 2023 年(令和５年)４月に創設されています。

そのほか、2023 年(令和５年)１月に異次元の少子化対策として「児童手当など経済的支援の強化、学童保育や病児保育」、「産後ケアなどの支援拡充」、「働き方改革の推進」などが掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。

このような状況の中、本町の第２期計画が 2024 年度(令和６年度)で終了することから、その進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国における関連法制度の改正等を織り込みつつ、「第３期市川町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」または「第３期計画」という。）を策定しました。

本町は、本計画に基づき、未来の希望である全ての子どもたちの最善の利益が尊重され、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域全体で子ども・子育て家庭を支え、ともに成長できるまちづくりに引き続き取り組むとともに、子どもたちが生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず未来への希望を持てるよう、引き続き、きめ細かく切れ目ない支援による子育ち・子育て環境の充実を図ります。

2　計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、本計画は、次世代育成支援法に基づく「市川町次世代育成支援行動計画」の考え方を継承する計画として策定します。

さらに、本計画は、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、町の上位計画である「市川町総合計画」や、子どもとまちづくりに関する関連計画との整合を図り策定しています。

【子ども・子育て支援法（第 61 条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3　計画の期間

本計画の期間は、2025年度(令和７年度)から2029年度(令和11年度)までの５か年とします。計画最終年度である2029年度(令和11年度)には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、５年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

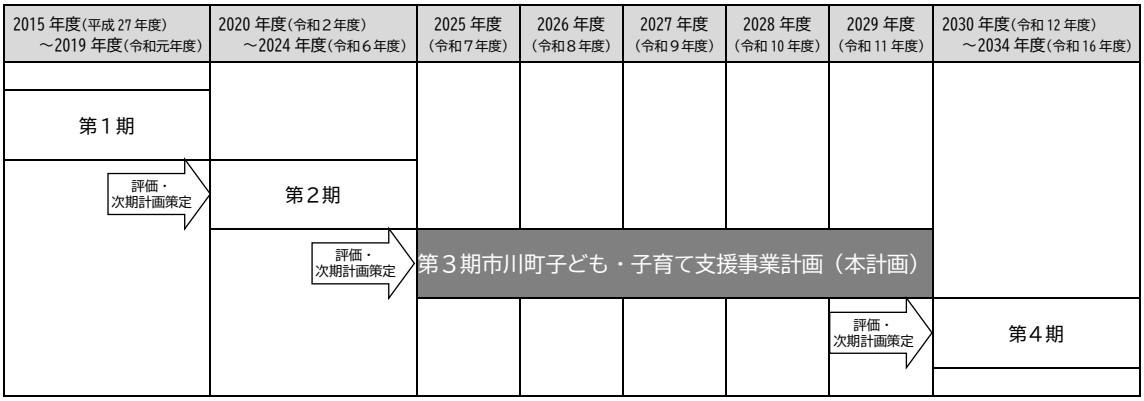

第２章

市川町の子ども・子育てを取り巻く現状

第２章　市川町の子ども・子育てを取り巻く現状

１　統計資料からみる現状

（１）人口・世帯の状況

１）人口と世帯数の推移

本町の人口と世帯数の推移をみると、「総人口」は、1995 年(平成７年)以降減少しており、2020 年(令和２年)では 11,231 人となっています。一方、「世帯数」は、2010 年(平成 22 年)まで増加傾向で推移していましたが、2010 年(平成 22 年)をピークに減少に転じ、2020 年(令和２年)は 4,324 世帯となっています。

また、「１世帯当たり人員」は、2020 年(令和２年)は 2.60 人と、1995 年(平成７年)と比べ 1.09 人減少しており、核家族化など世帯の小規模化が進行しています。

人口と世帯数の推移

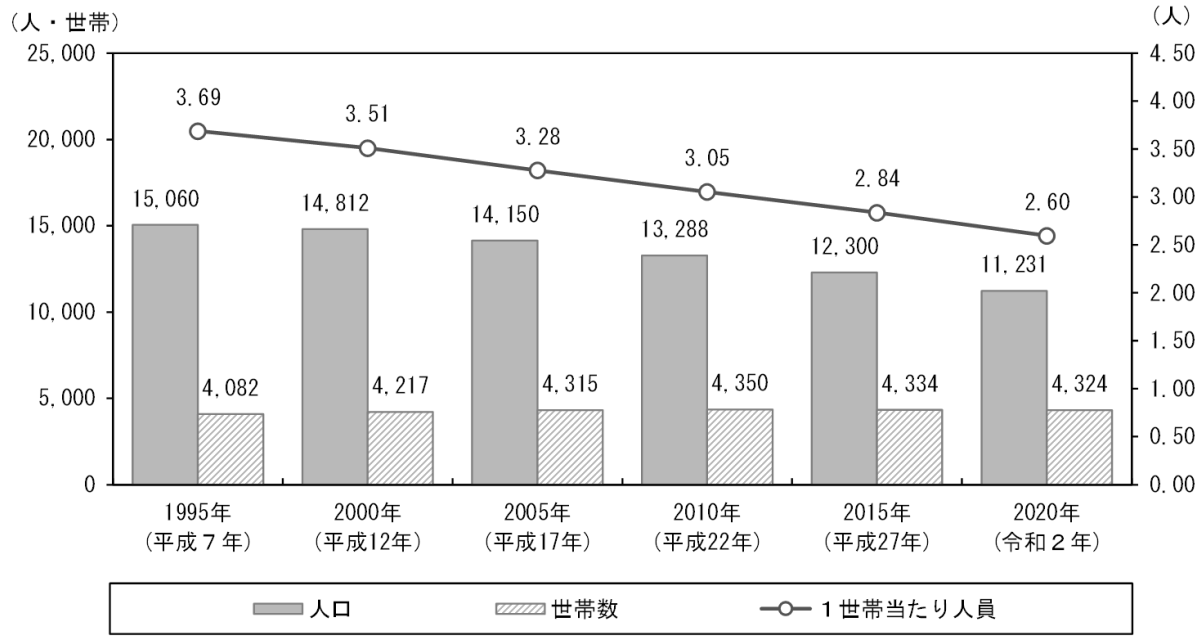

注）右側の数値は１世帯当たり人員
資料：国勢調査

２）年齢３区分別人口構成の推移

本町の年齢３区分別人口構成の推移をみると、「年少人口」、「生産年齢人口」の割合はともに減少し、2020 年(令和２年)には、それぞれ 10.0%、52.6%となっています。

一方、「高齢者人口」の割合は増加しており、2020 年(令和２年)は 37.4%と、1995 年(平成７年)に比べ 18 ポイント増加し、高齢化が進行しています。

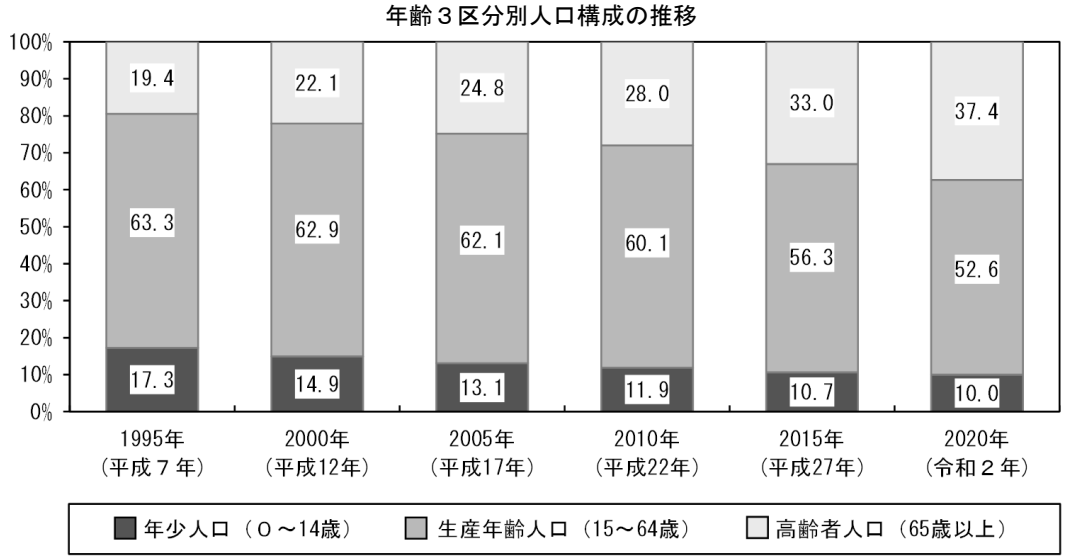

注）年齢不詳を除いて算出

資料：国勢調査

３）年齢別児童人口の推移

児童人口総数は減少傾向で推移しており、2020 年(令和２年)は 1,432 人と、1995 年(平成７年)と比較すると 1,851 人の減少となっています。

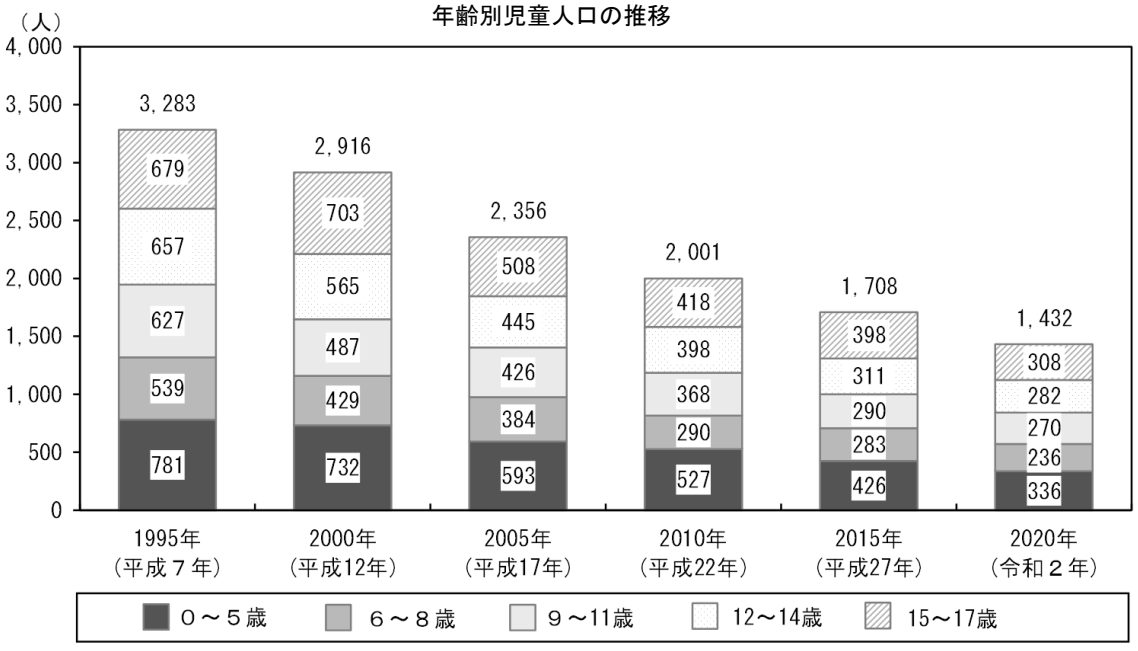

資料：国勢調査

（単位：人）

年 次	1995 年 （平成７年）	2000 年 （平成 12 年）	2005 年 （平成 17 年）	2010 年 （平成 22 年）	2015 年 （平成 27 年）	2020 年 （令和２年）
０歳	94	103	98	69	63	38
１歳	134	100	86	90	58	48
２歳	119	140	85	95	64	51
３歳	145	116	97	78	80	61
４歳	151	151	111	93	88	55
５歳	138	122	116	102	73	83
０～５歳	781	732	593	527	426	336
６歳	166	150	130	92	96	68
７歳	168	123	129	95	108	80
８歳	205	156	125	103	79	88
６～８歳	539	429	384	290	283	236
９歳	202	165	147	118	89	90
10 歳	194	147	118	121	111	80
11 歳	231	175	161	129	90	100
９～11 歳	627	487	426	368	290	270
12 歳	234	168	123	128	99	109
13 歳	197	195	154	125	98	84
14 歳	226	202	168	145	114	89
12～14 歳	657	565	445	398	311	282
15 歳	219	210	147	113	124	104
16 歳	218	257	175	168	138	98
17 歳	242	236	186	137	136	106
15～17 歳	679	703	508	418	398	308
合計	3,283	2,916	2,356	2,001	1,708	1,432

資料：国勢調査

４）年齢別児童人口推計

年齢別児童人口の推計人数をみると、０歳から 17 歳までの児童人口は減少し、2029 年（令和 11 年)には 971 人と 1,000 人を下回る見込みです。

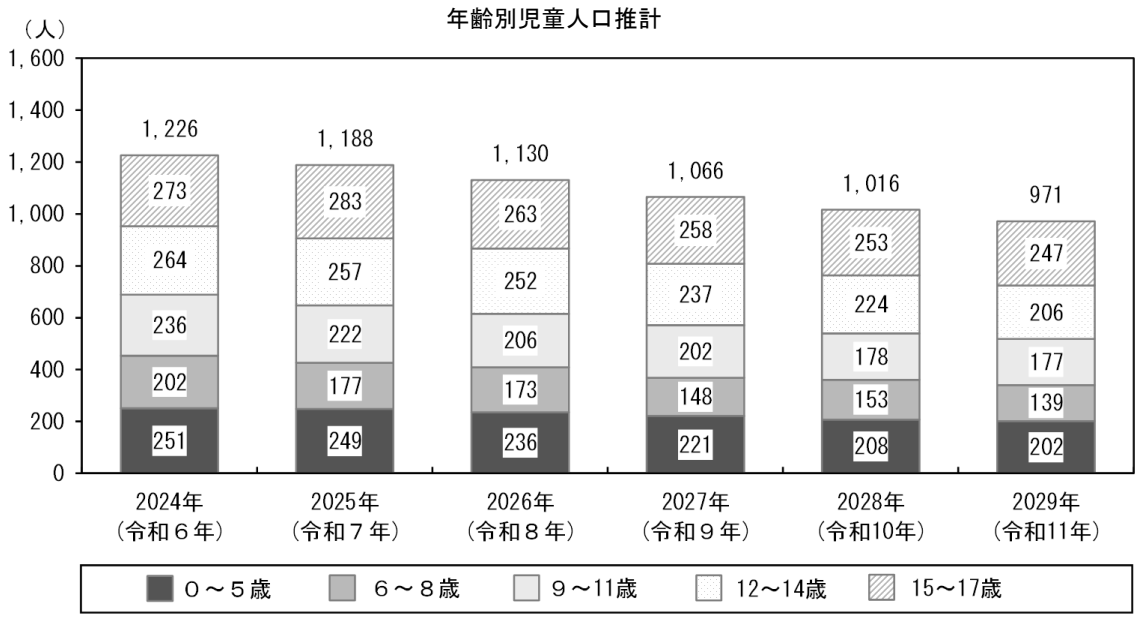

資料：住民基本台帳（2019 年(令和元年)～2023 年(令和５年)（３月末)）より、コーホート変化率法により推計

（単位：人）

年次	2024 年（令和６年）	2025 年（令和７年）	2026 年（令和８年）	2027 年（令和９年）	2028 年（令和 10 年）	2029 年（令和 11 年）
０歳	33	32	31	29	28	28
１歳	37	36	35	34	32	31
２歳	41	38	38	35	34	32
３歳	47	43	38	39	36	35
４歳	51	49	45	39	39	37
５歳	42	51	49	45	39	39
０～５歳	251	249	236	221	208	202
６歳	77	43	53	51	47	40
７歳	57	77	43	54	51	47
８歳	68	57	77	43	55	52
６～８歳	202	177	173	148	153	139
９歳	81	68	57	77	43	56
10 歳	73	81	68	57	78	43
11 歳	82	73	81	68	57	78
９～11 歳	236	222	206	202	178	177
12 歳	96	82	74	82	68	57
13 歳	80	96	82	74	82	68
14 歳	88	79	96	81	74	81
12～14 歳	264	257	252	237	224	206
15 歳	102	87	78	95	80	73
16 歳	98	99	87	78	95	80
17 歳	73	97	98	85	78	94
15～17 歳	273	283	263	258	253	247
合計	1,226	1,188	1,130	1,066	1,016	971

資料：住民基本台帳（2019 年(令和元年)～2023 年(令和５年)（３月末)）より、コーホート変化率法により推計

５）６歳未満の子どものいる世帯の状況

６歳未満の子どものいる世帯のうち、３世代等の世帯の割合は 28.3%となっており、兵庫県や国よりも高い割合となっています。

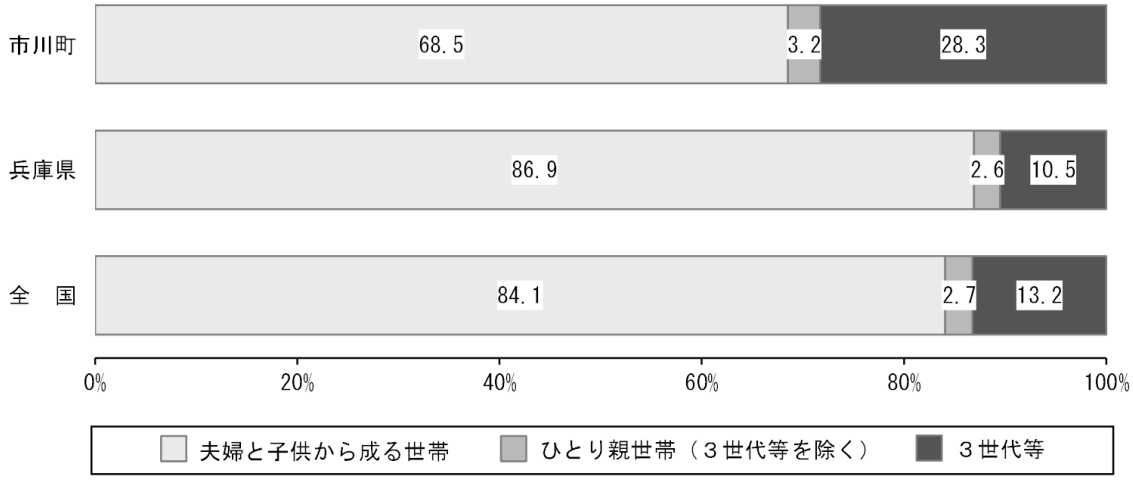

資料：国勢調査（2020 年(令和２年)）

（２）人口動態の推移

１）自然動態・社会動態の推移

人口動態の推移をみると、出生数は 2022 年度(令和４年度)までは 30～40 人台で推移していましたが、2023 年度(令和５年度)には 27 人に減少しています。死亡数は概ね 200 人前後で推移しています。

転入数は 2022 年度(令和４年度)に 264 人と一時的に増加しましたが、2023 年度(令和５年度)は 213 人と減少しています。いずれの年度も転出超過となっています。

自然動態の推移

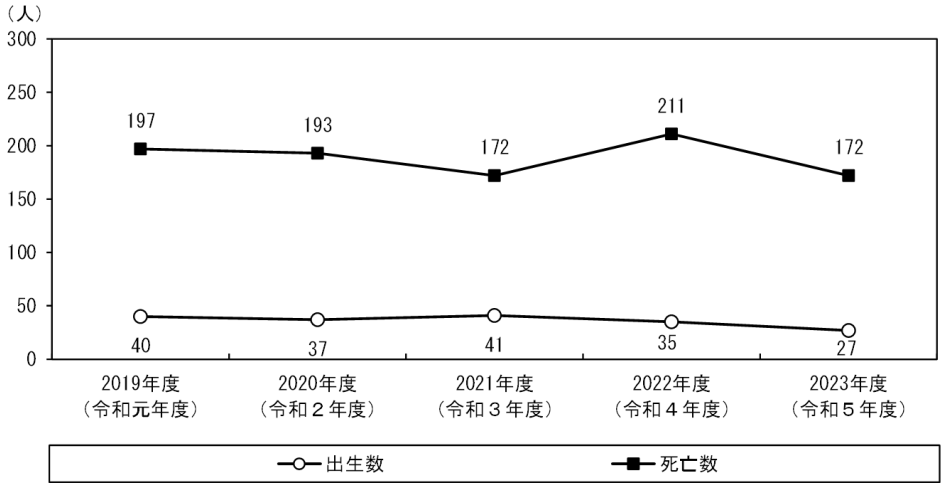

社会動態の推移

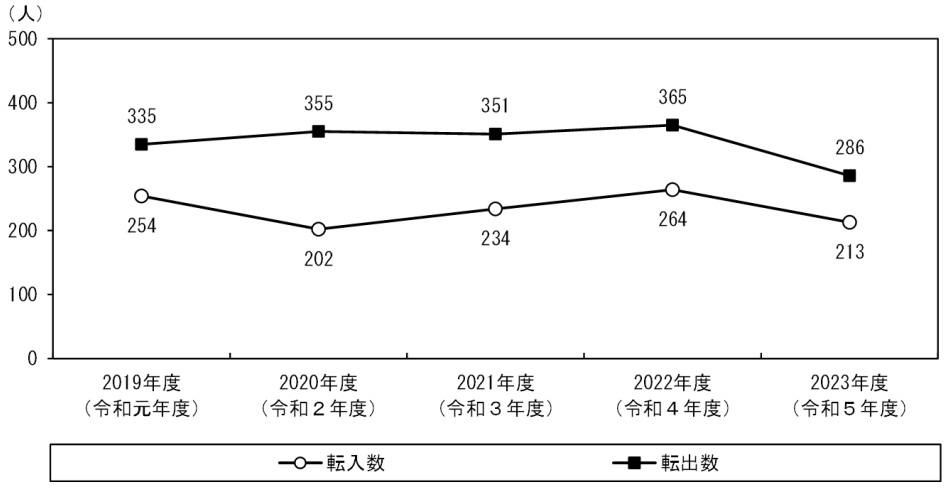

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

区分 / 年次	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
2019 年度（令和元年度）	40	197	−157	254	335	−88
2020 年度（令和２年度）	37	193	−156	202	355	−161
2021 年度（令和３年度）	41	172	−131	234	351	−126
2022 年度（令和４年度）	35	211	−176	264	365	−104
2023 年度（令和５年度）	27	172	−145	213	286	−74

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

（３）婚姻・離婚等の動向

１）婚姻・離婚の推移

婚姻・離婚の推移をみると、「婚姻件数」は 2019 年(令和元年)を以降は減少傾向で推移していましたが、2022 年(令和４年)は 32 件と前年より増加しています。

「離婚件数」も婚姻と同様の傾向ですが、2022 年(令和４年)は 17 件と前年より増加しています。

婚姻・離婚の推移

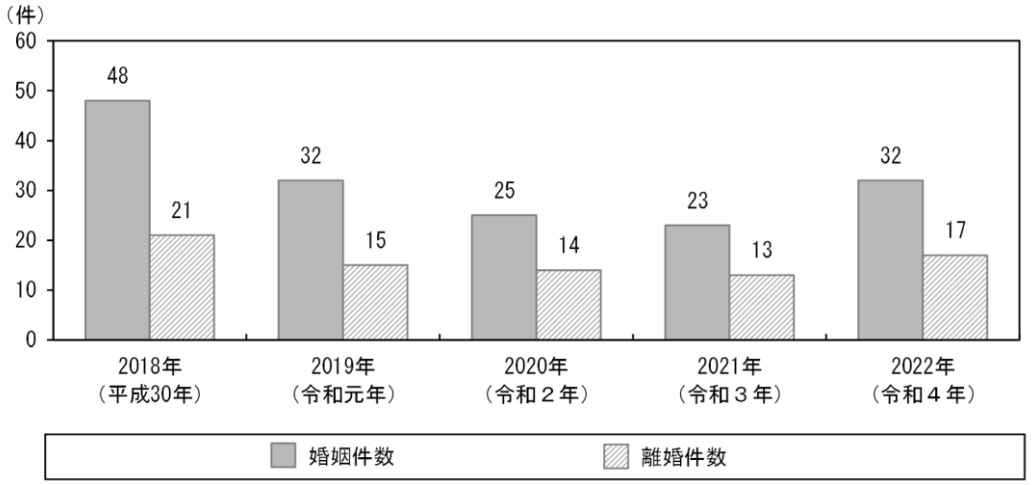

資料：人口動態調査

２）性別・年齢別階級別未婚率の推移

性別・年齢別階級別未婚率の推移をみると、男性では「35～39 歳」の未婚率が上昇傾向にあり、2010 年(平成 22 年)以降、国と比較して高い割合となっています。女性では、「25～29 歳」、「30～34 歳」の未婚率が上昇し、国よりも高い割合となっています。

性別・年齢別階級別未婚率の推移

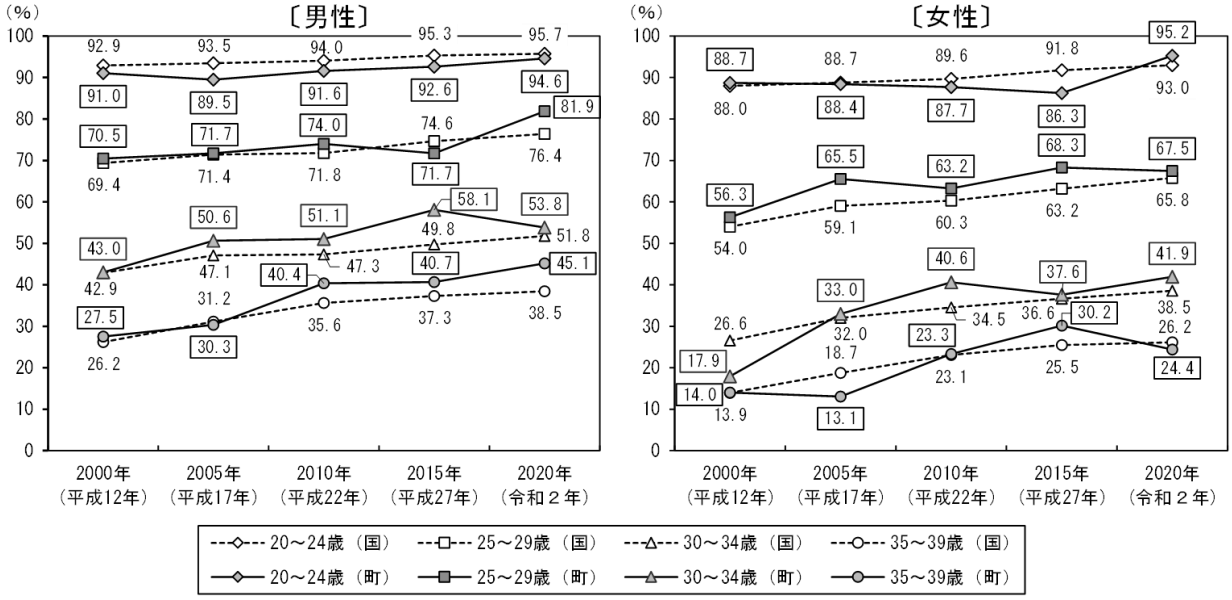

注）配偶関係「不詳」を除いて算出

資料：国勢調査

（４）就労の状況

１）年齢５歳階級別女性の就業率の現況

2020 年(令和２年)の国勢調査より、年齢５歳階級別女性の就業率の現況をみると、「30～34 歳」で一時的に低くなるM字型曲線が 2015 年(平成 27 年)と比べて解消されており、25 歳から 64 歳までの年齢層ではいずれも国と比べて高い就業率となっています。

年齢５歳階級別女性の就業率の現況

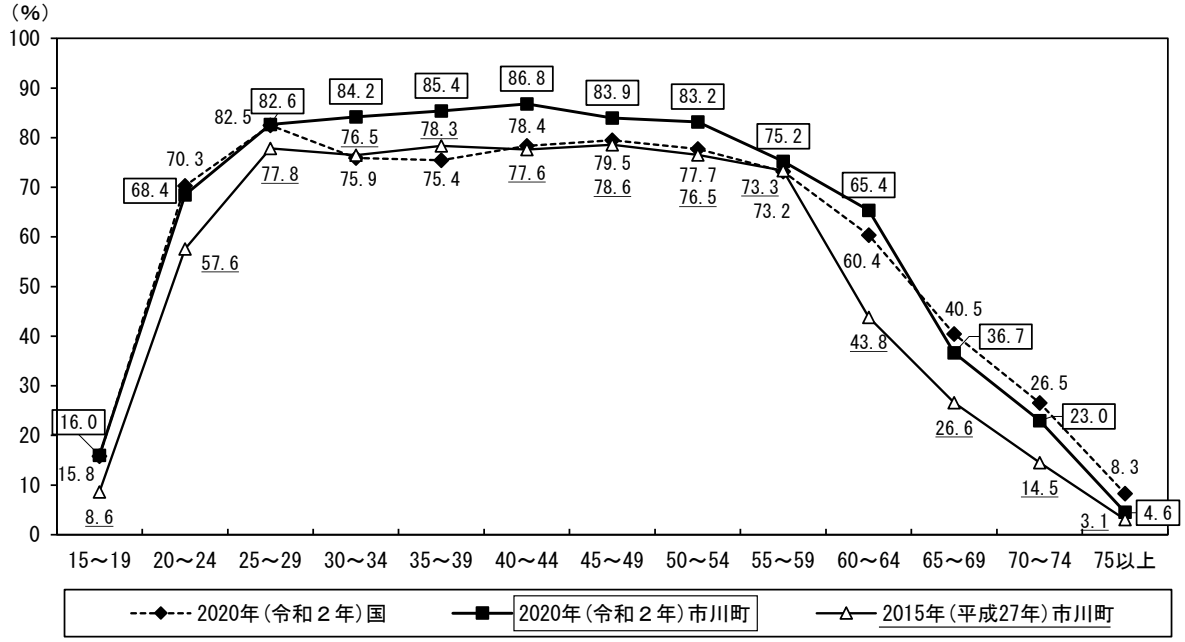

注）労働力状態「不詳」を除いて算出
資料：国勢調査

２）女性就業率（25～44 歳）の推移

女性就業率（25～44 歳）の推移をみると、1995 年(平成７年)以降、増加傾向で、2020 年(令和２年)は 85.1%となっています

女性就業率（25～44 歳）の推移

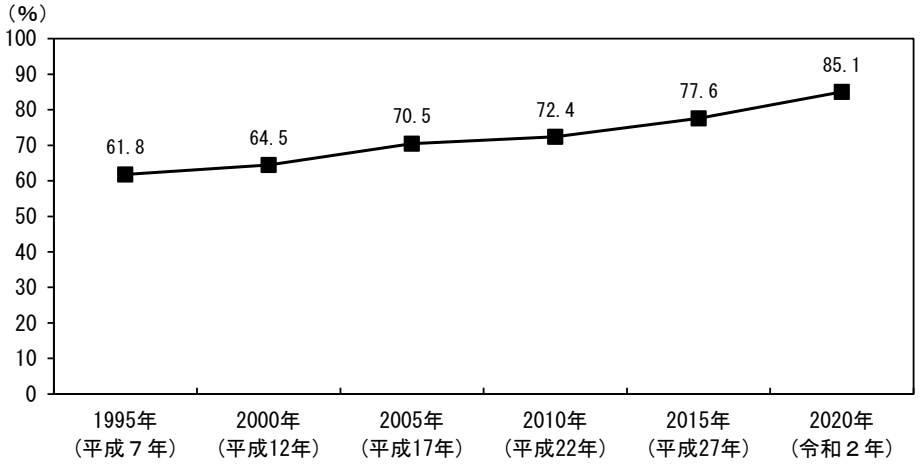

注）労働力状態「不詳」を除いて算出
資料：国勢調査

３）産業３分類別就業者数の構成比の推移

本町における産業３分類別就業者数の構成比の推移をみると、第１次産業、第２次産業の割合は減少傾向で、第３次産業の割合は増加傾向となっています。

産業３分類別就業者数の構成比の推移

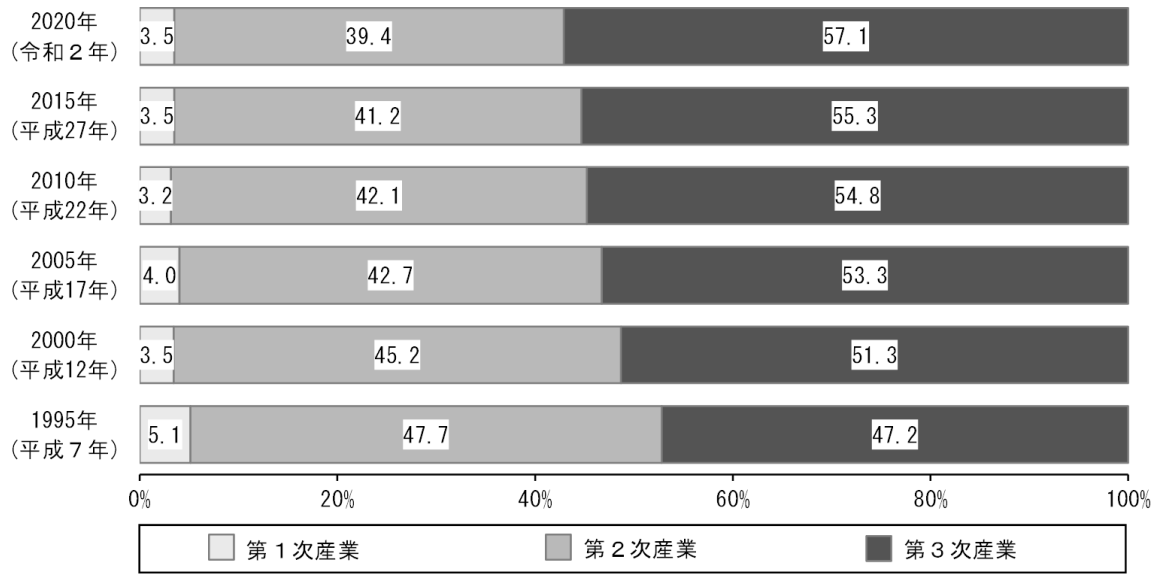

注）分類不能の産業を除いて算出
資料：国勢調査

第１次産業は農業、林業及び漁業
第２次産業は鉱業、採石業、砂利採取業（2005年(平成17年)以前は鉱業)、建設業及び製造業
第３次産業は第１次・第２次産業以外の産業（分類不能の産業を除く）

（５）園児・児童・生徒数の推移

１）認定こども園児数（２、３号認定）の推移

本町の認定こども園における２・３号認定の児童数は、少子化を背景に年々減少で推移し、2024 年(令和６年)は 185 人で 2020 年(令和２年)の 274 人から 32.5%減となっています。

園児のうち３歳以上の児童の割合が７割を占めています。

認定こども園児数（２、３号認定）

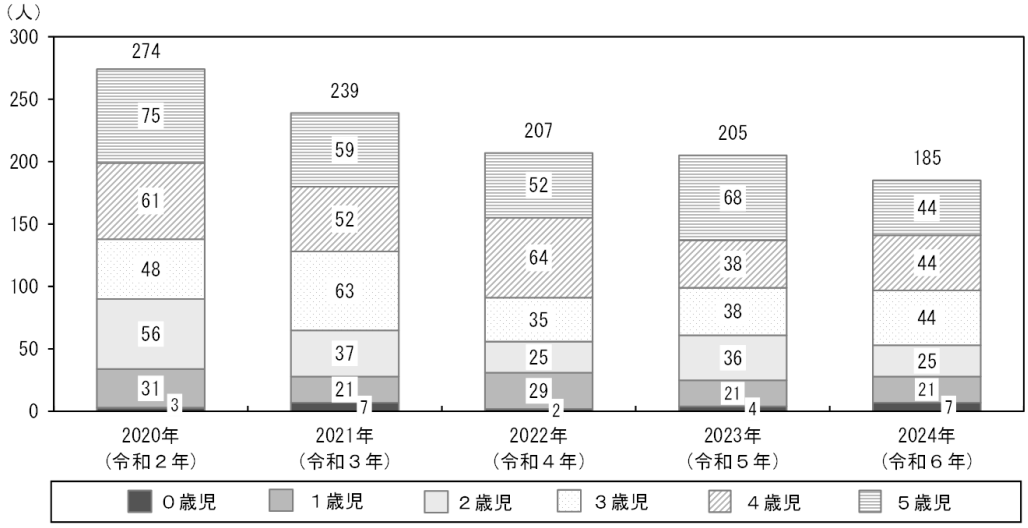

資料：市川町資料（各年４月１日現在）

２）認定こども園児数（１号認定）の推移

本町の認定こども園は 2024 年(令和６年)５月１日現在２園あります。

１号認定の園児数は直近では 2023 年(令和５年)が 20 人で最も多くなっています。2024 年(令和６年)は 12 人と前年から減少しています。

認定こども園児数（１号認定）

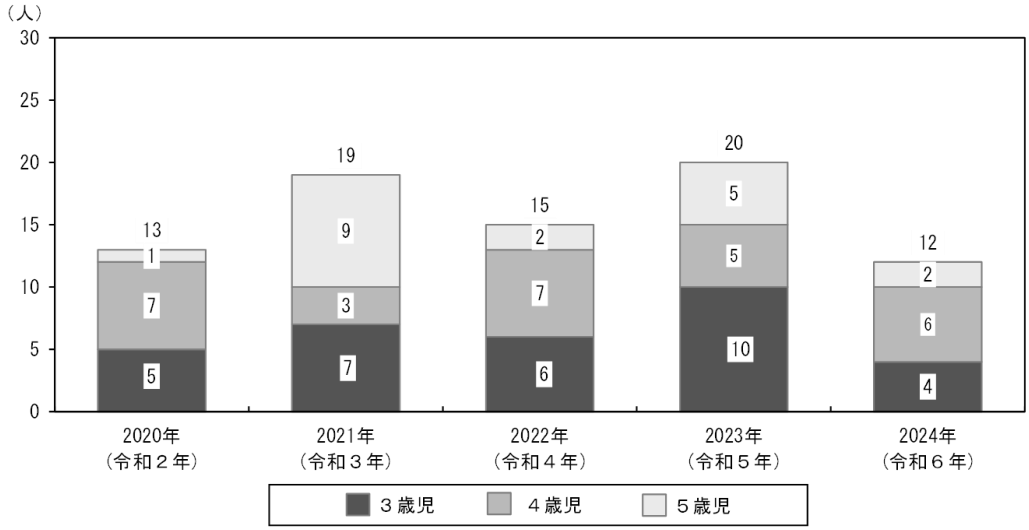

資料：学校基本調査（各年５月１日現在）

３）小学校児童数の推移

小学校児童数は年々減少しており、2023 年(令和５年)は合計で 455 人となっています。

小学校児童数の推移

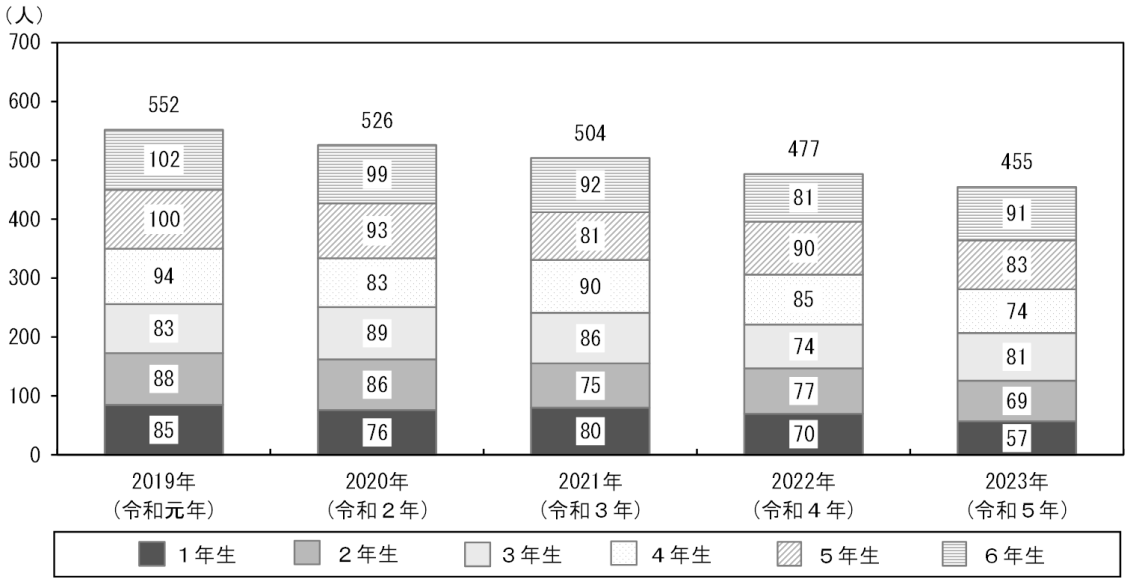

資料：学校基本調査（各年５月１日現在）

４）中学校生徒数の推移

中学校生徒数は 260～280 人程度で増減を繰り返していますが、2023 年(令和５年)は合計で 260 人となっています。

中学校生徒数の推移

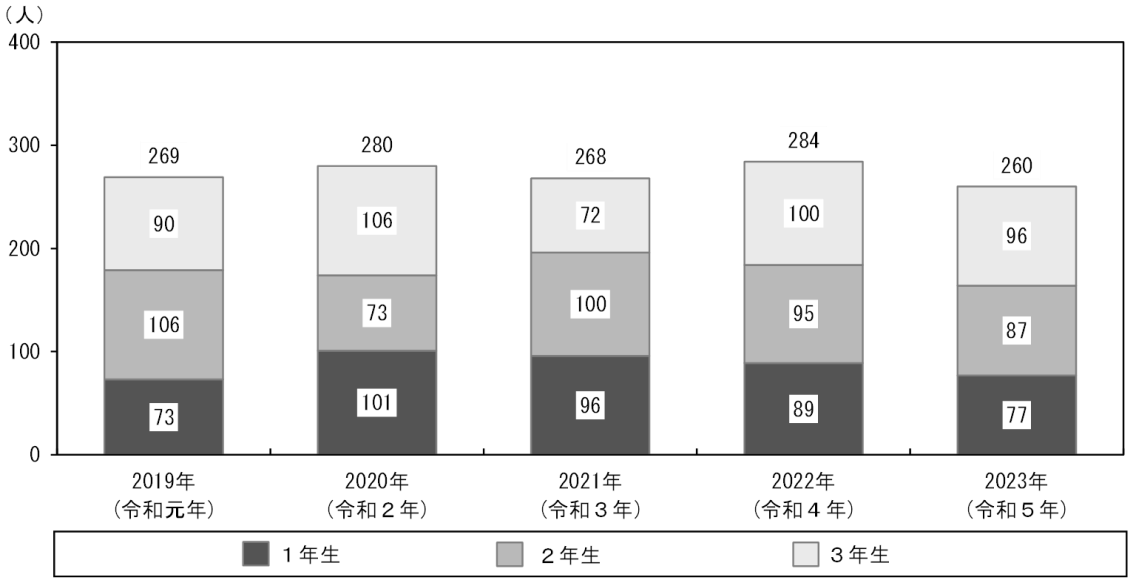

資料：学校基本調査（各年５月１日現在）

2　ニーズ調査結果の概要

（1）ニーズ調査の概要

調査の目的	本調査は、2025年度(令和７年度)から2029年度(令和11年度)を期間とする「第３期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや市川町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的として実施しました。
調査設計	調査対象地域：市川町全域 調査対象者：市川町内在住の「就学前児童（０～５歳)」がいる世帯・保護者〔就学前児童調査〕 市川町内在住の「小学生（６～11 歳)」がいる世帯・保護者〔小学生児童調査〕 市川町内の小学校に通う小学５・６年生〔小学生調査〕 調査期間：〔就学前児童・小学生児童調査〕2023 年(令和５年)12 月 15 日～2024 年(令和６年)１月９日 〔小学生調査〕2024 年(令和６年)１月９日～１月 23 日 調査方法：〔就学前児童調査〕町立こども園等を通じて配布・郵送配布、郵送回収 〔小学生児童調査〕郵送配布、郵送回収 〔小学生調査〕小学校を通じて配布・郵送配布、小学校を通じて回収・郵送回収

調査種類	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	303 人	187 人	61.7%
小学生児童調査	457 人	208 人	45.5%
小学生調査	176 人	171 人	97.2%

〔ニーズ調査の見方〕

（１）図表中の「n（number of case)」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

（２）回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。

（３）複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

（４）図表中に次のような表示などがある場合は、複数回答を依頼した質問を示しています。

・ ＭＡ%（Multiple Answer)：回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合

これ以外の場合は、特に断りがない限り、単一回答（回答選択肢の中からあてはまるものを１つだけ選択する）形式の設問です。

（５）図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

（６）「前回調査」とは、市川町が 2019 年(平成 31 年)３月に実施した「第２期市川町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果を示しています。

（2）調査結果の概要〔就学前・小学生児童調査〕

1）子育てに日常的に関わっている人や施設

就学前、小学生ともに、「父母ともに」の割合が最も高く、前回調査に比べても増加しており、父親の育児や子育てへの参加が進んでいることがうかがえます。

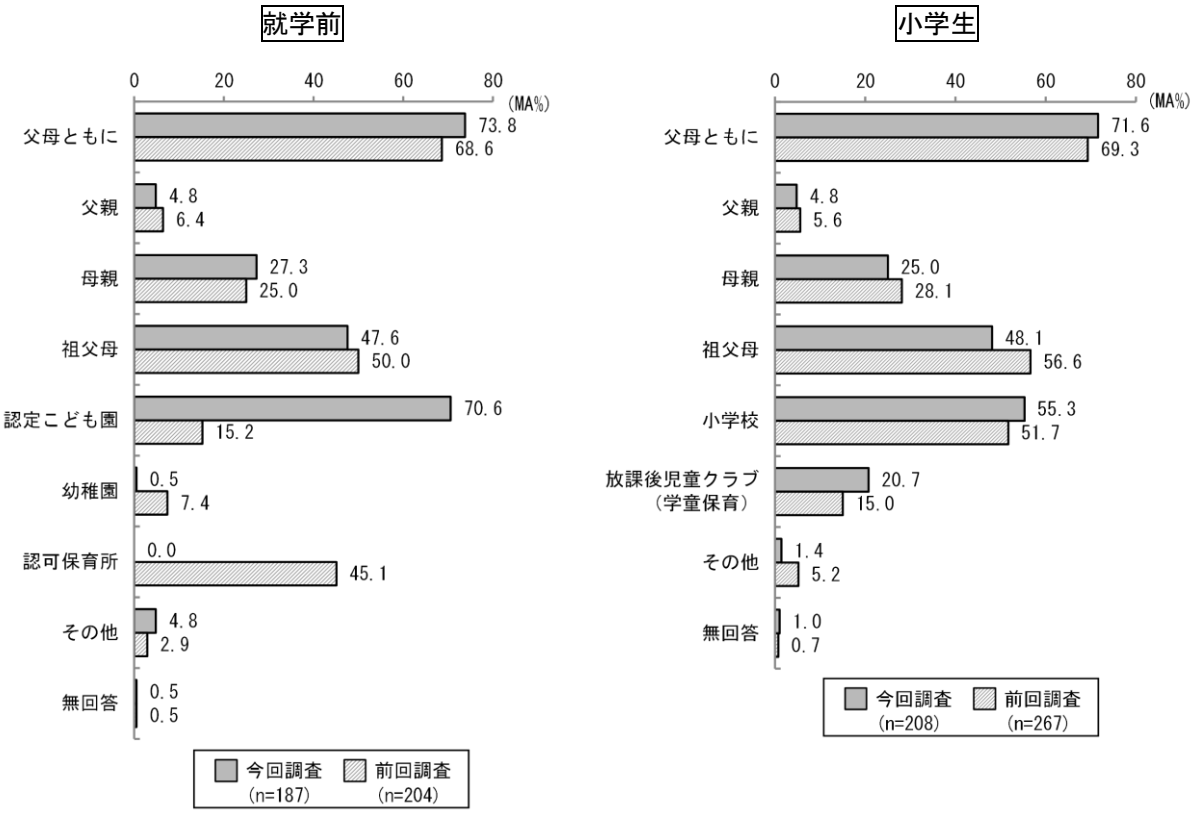

2）子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日常的、または、緊急時に「祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高くなっており、同居や近居の祖父母等の助けを得られる世帯が多いことがうかがえます。一方、子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもいない」という世帯も少ないながらみられます。

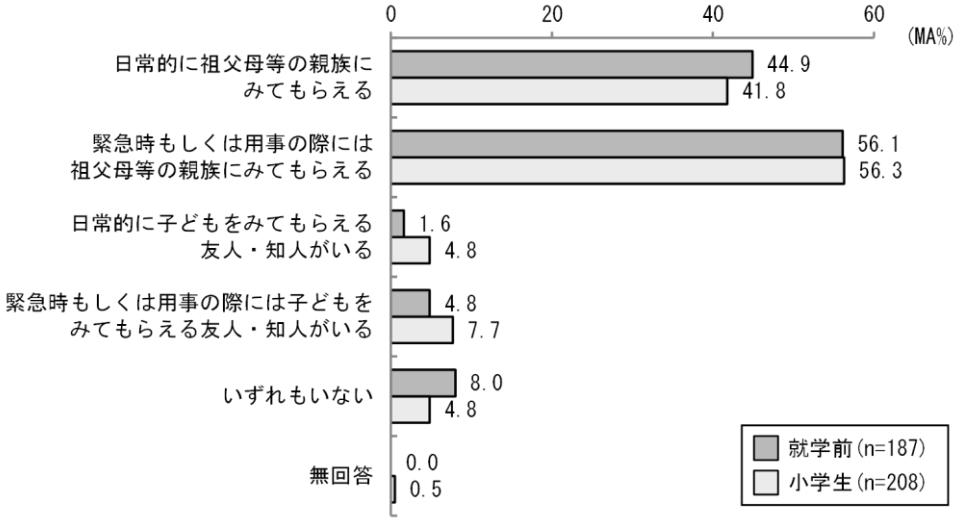

3）子育てに関する相談相手や相談先

「配偶者・パートナー」、「父母等の親族」、「友人・知人」などの身近な人間関係の割合が高い一方、「小学校」「保育所、幼稚園、認定こども園」、「地域子育て支援センター」、「保健所、保健福祉センター」などの子育て支援機関等も相談先として重要な役割を果たしていることがうかがえます。

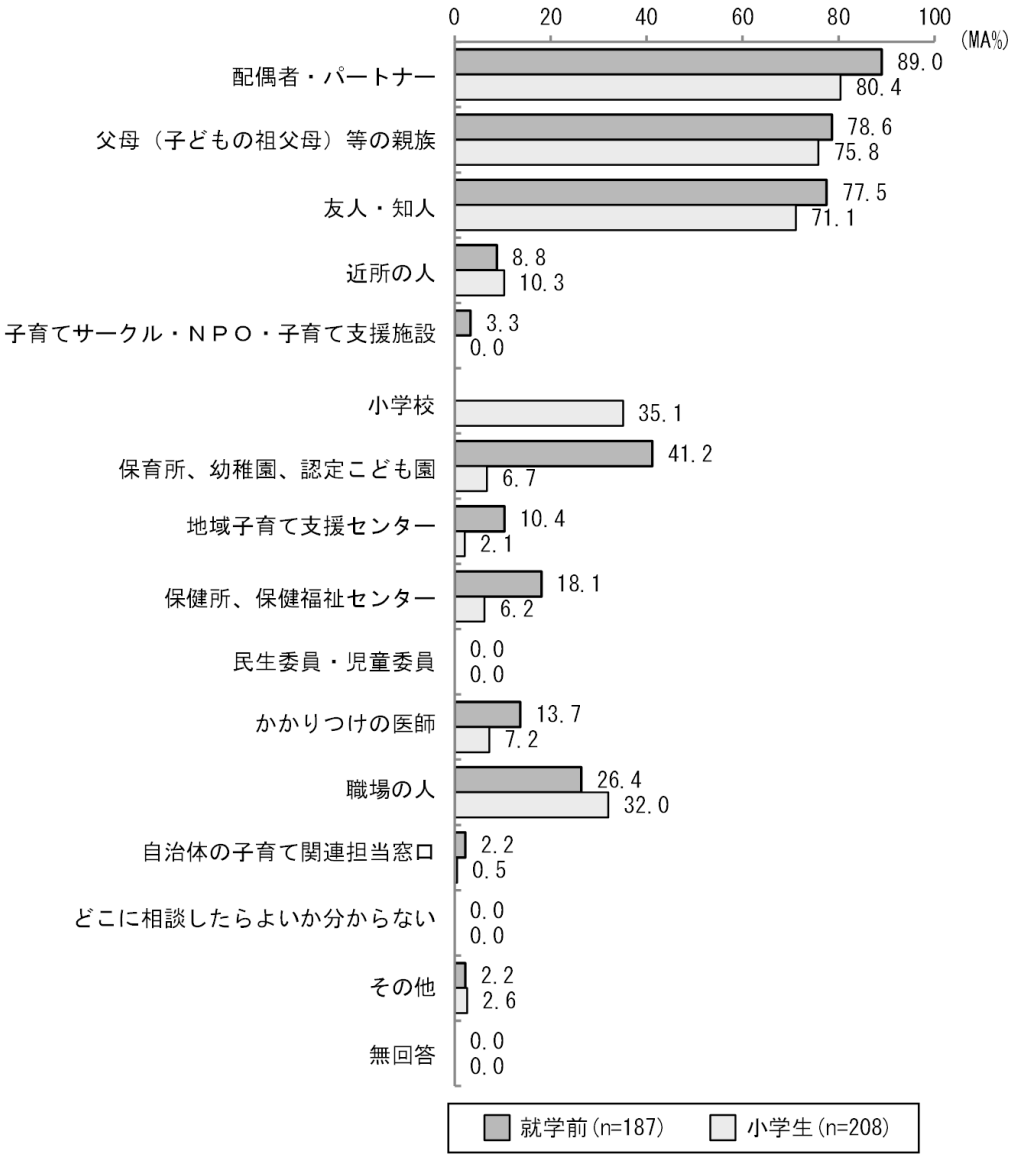

４）病気の際の対応

８割前後の子どもが、この１年間に病気やケガで保育所や小学校等を休んでおり、その際の対処方法としては、「母親が仕事を休んだ」、「親族や知人に預けた」の割合が高くなっています。

・病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと／学校を休んだこと

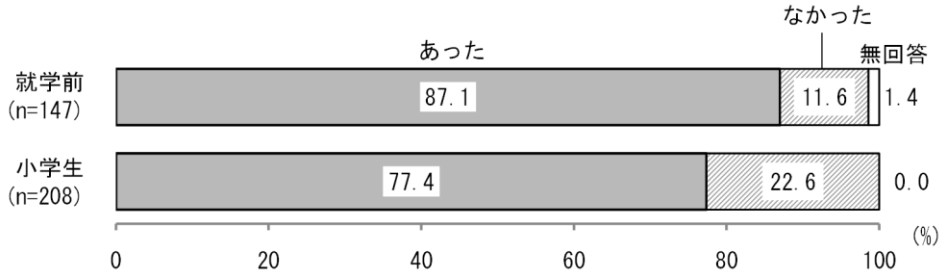

・病気やケガの際の対処の方法

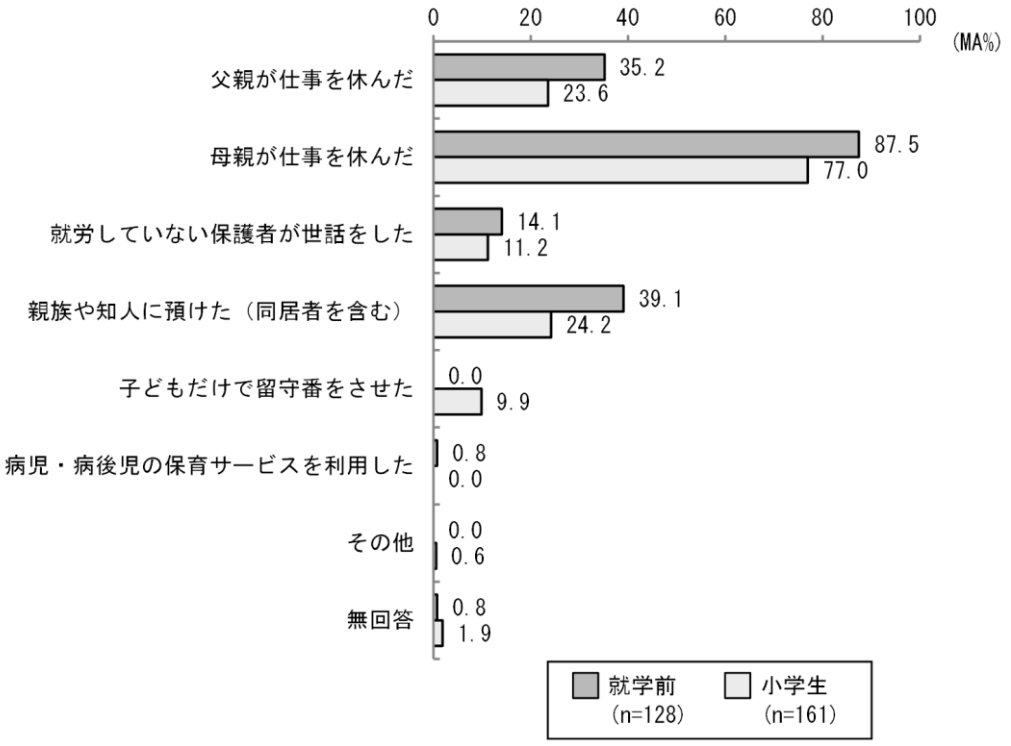

5）小学生の放課後の過ごし方

小学生の保護者が、放課後に子どもを過ごさせたい場所は、「自宅」の割合が最も高くなっていますが、「習い事」、「放課後児童クラブ（学童保育）も２～５割と一定の割合を占めており、放課後に多様な過ごし方が求められていることがうかがえます。

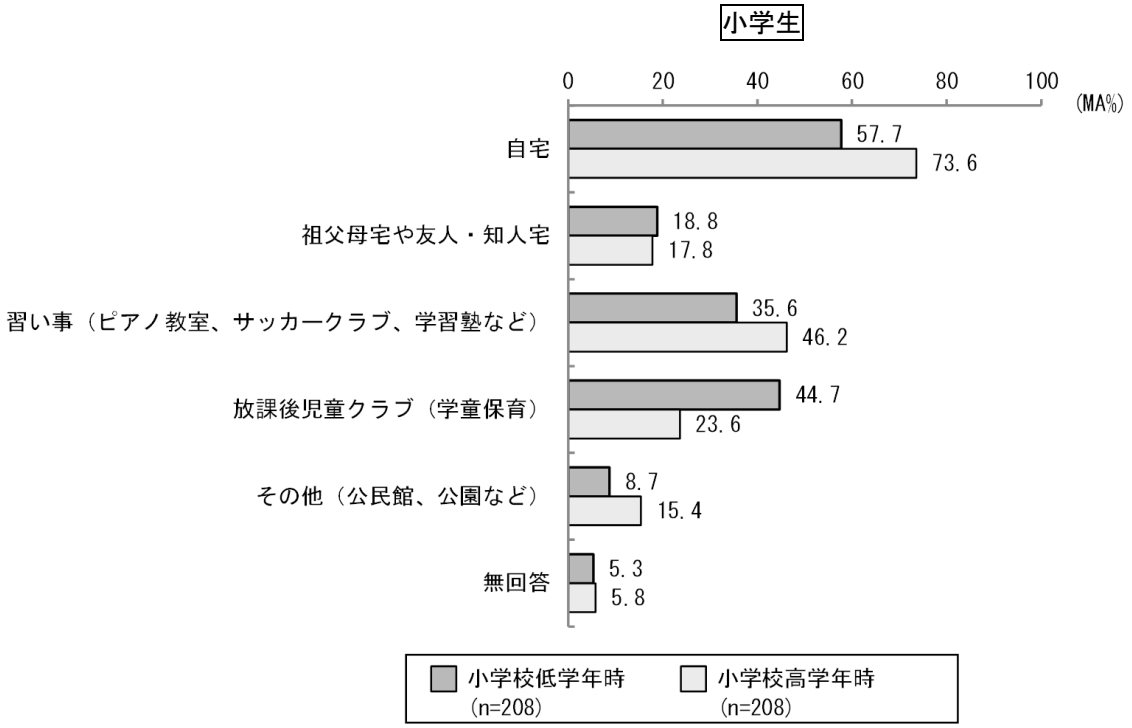

6）子育てに関する不安や負担

４割前後の保護者が子育てに関する不安や負担を感じており、就学前より小学生の方が不安や負担を感じている割合が高くなっています。

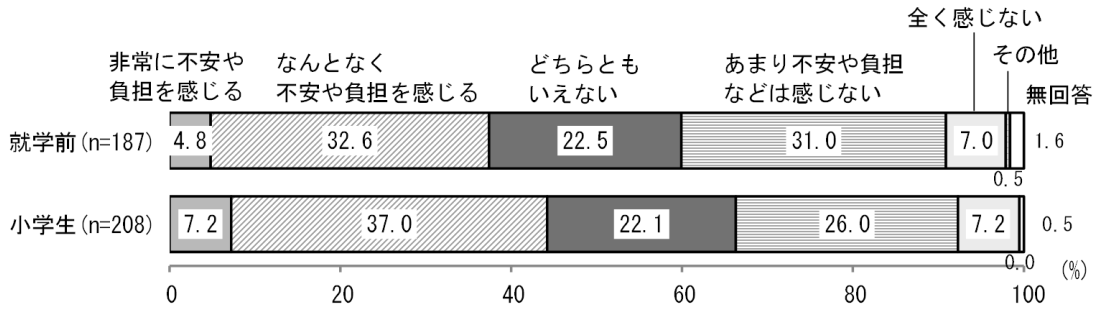

7）市川町の子育て環境について

市川町の子育て環境については、「自然環境にめぐまれている」の割合が最も高く、次いで、「近所に子どもと同世代の遊び仲間がいる」となっています。「風紀がよい」、「学校などの教育施設の整備状況がよい」などの割合も比較的高くなっています。

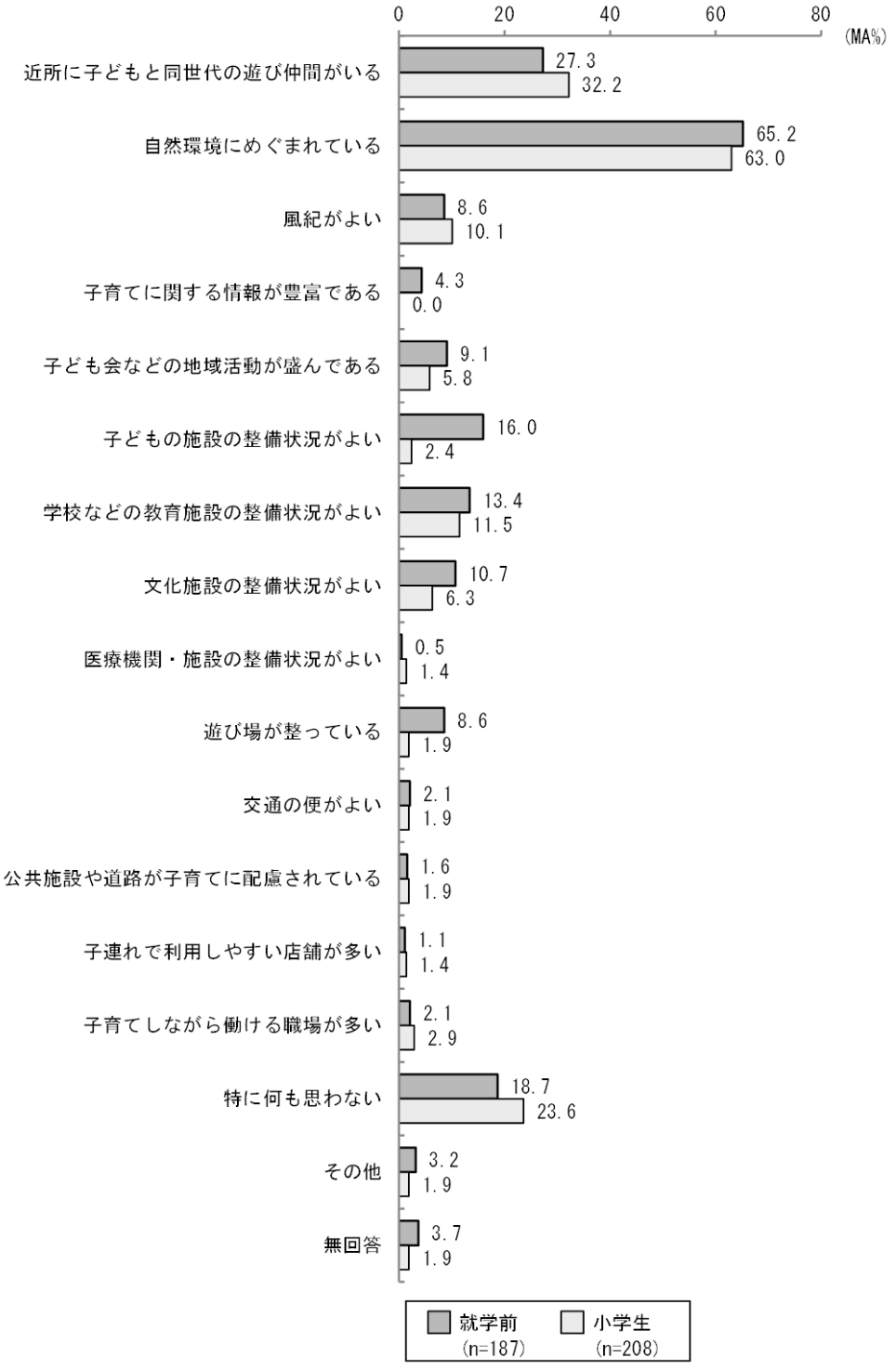

（３）調査結果の概要〔小学生調査〕

１）平日の放課後・休日に過ごす場所

平日の放課後、休日とも「おうちのリビング・台所など」で過ごしている子どもが約７割で最も多く、「自分の部屋」も４割弱を占めて多くなっています。

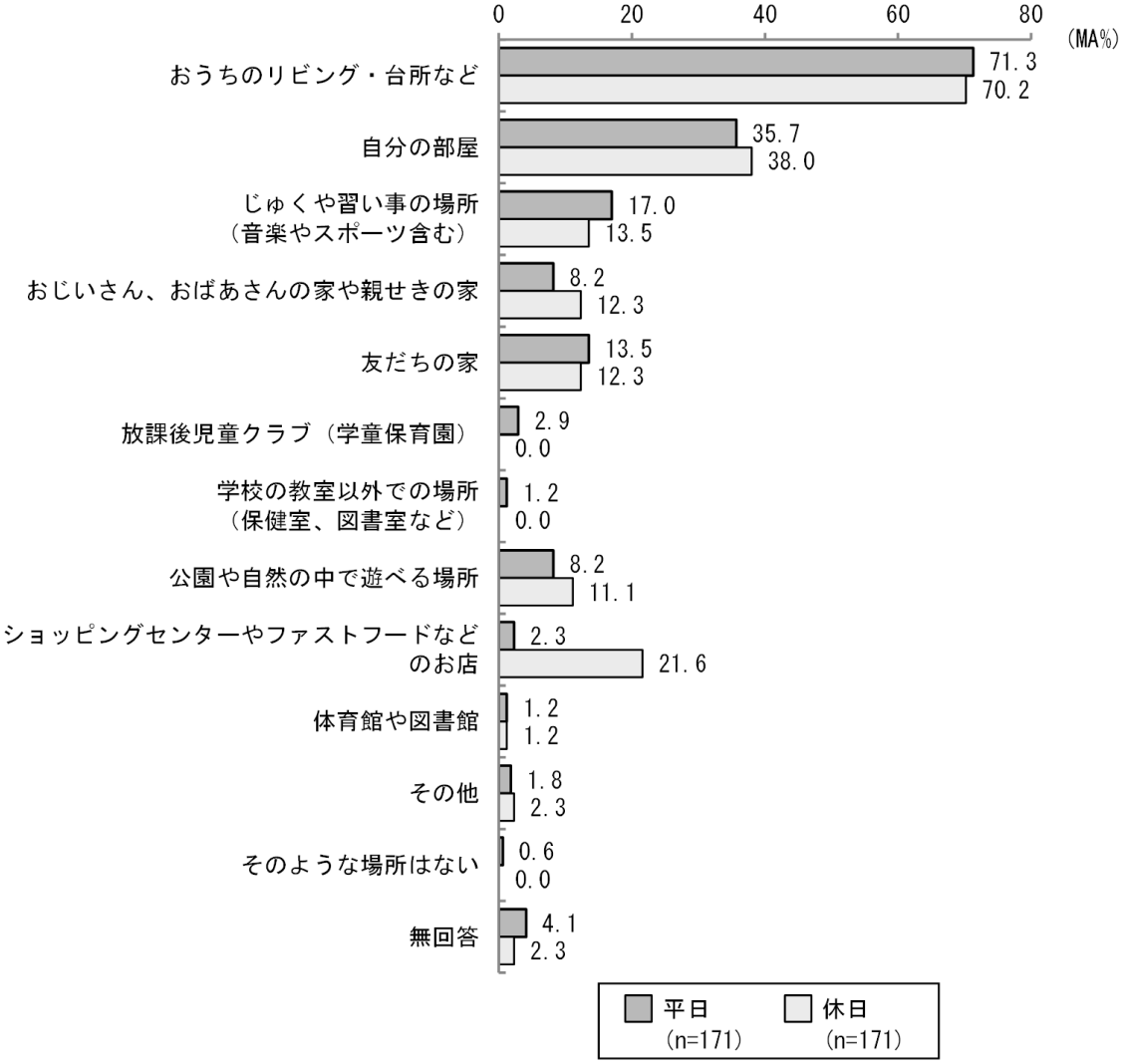

2）悩んだり困ったりしていること

悩んだり困ったりしていることについては、「学校や勉強のこと」が 31.0%、「友だちのこと」が 21.1%となっており、「いやなことやなやんでいることはない」子どもは 35.7%となっています。

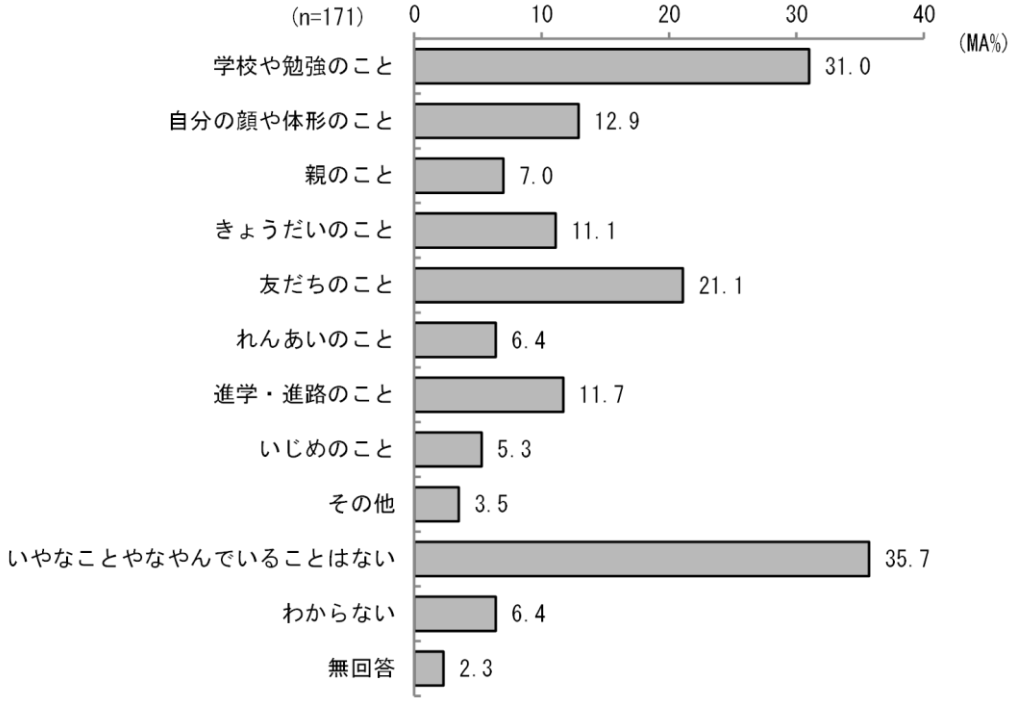

3）相談したり、悩みを話したりできる人

相談したり、悩みを話したりできる人は、「親」が 77.6%と最も多く、次いで「友だち」が 65.3%、「きょうだい」が 29.3%となっています。

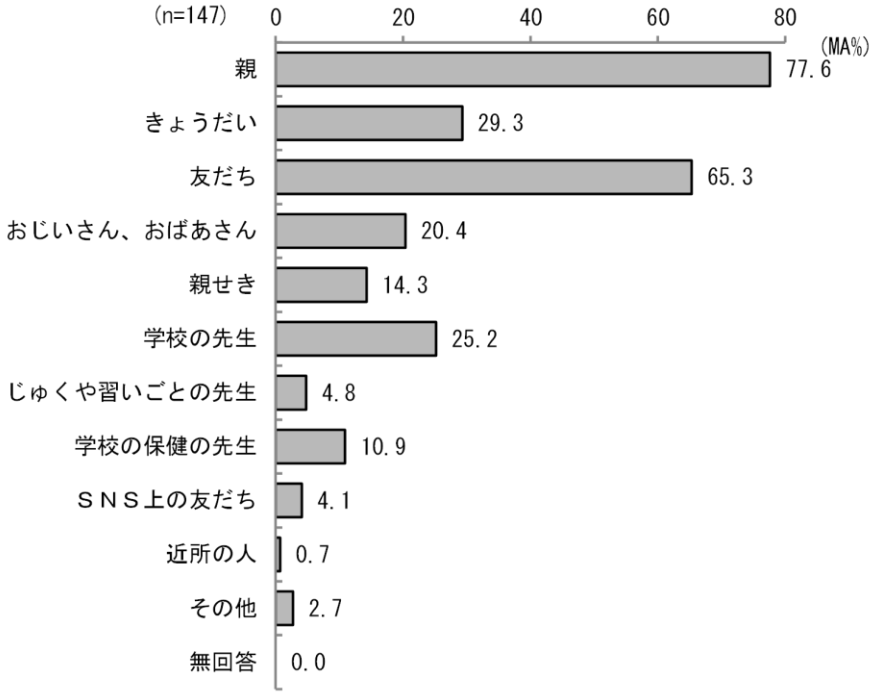

４）家族のお世話について

お世話をしている家族が「いる」と回答した子どもが 30.4%おり、お世話をしている家族は、「きょうだい」が 48.1%と最も多く、次いで「お母さん」が 36.5%、「おばあさん」が 23.1%となっています。

お世話の内容は、「食事の準備や掃除、洗濯などの家事」が 48.1%と最も多く、お世話をしていることで、やりたいけどできていないことについては、「寝る時間が十分にとれない」が 15.4%、「自分の時間がとれない」が 9.6%となっています。

■お世話をしている家族の有無

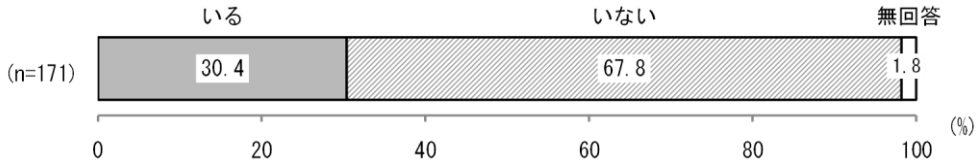

■お世話をしている家族

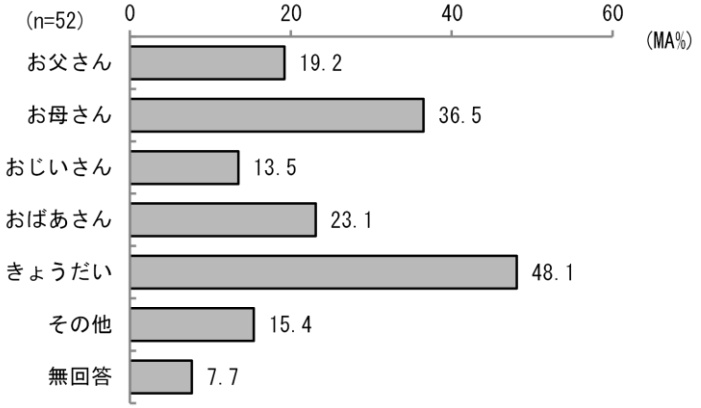

■お世話の内容

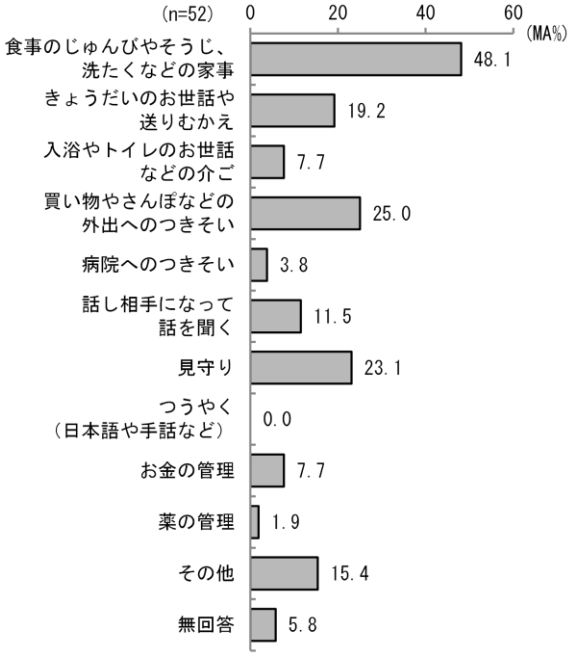

■お世話をしていることで、やりたいけどできていないこと

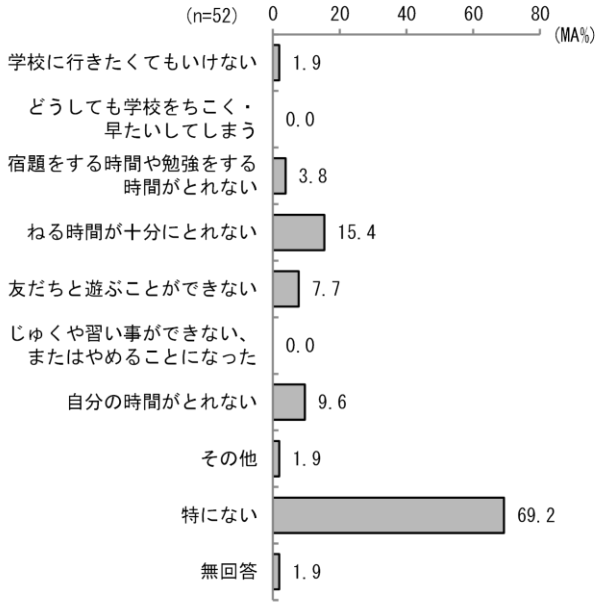

５）市川町の取り組みに対して、希望や思いを伝える方法

市川町の取り組みに対して、希望や思いを伝える方法については、「町のホームページから意見を伝えられるようにすること」が 45.6%と最も多く、次いで「町の取り組みについて教えてもらえる場があること」が 43.3%、「子どもたちだけで町の取り組みについて話し合える場があること」が 25.7%となっています。

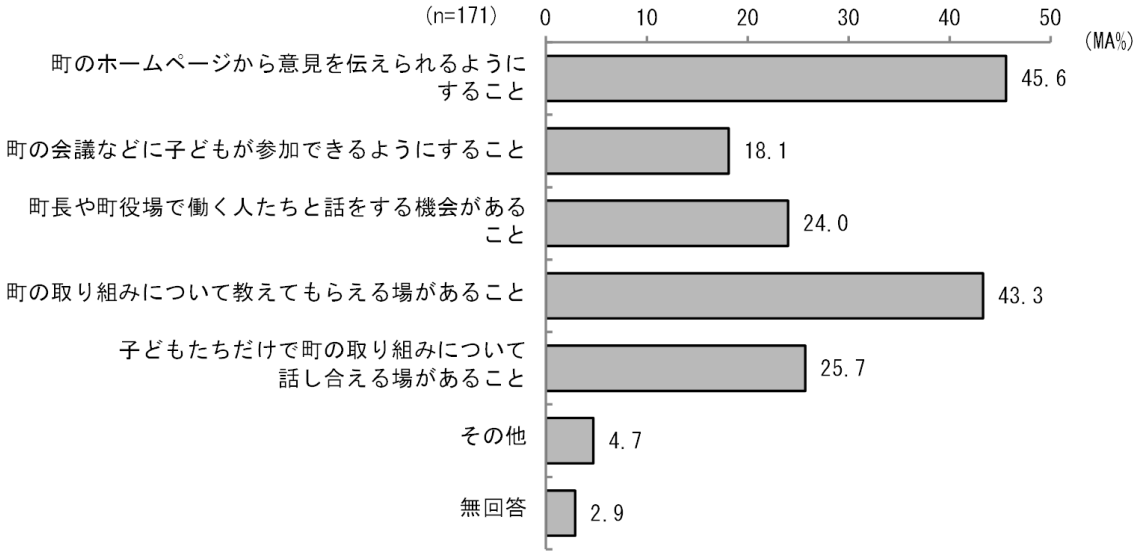

3　第２期計画の主な取り組み状況

（１）子どもや母親の健康確保

１）母親並びに乳幼児の健康の確保

乳幼児健診や育児相談では、個々の発達や生活環境に合わせ、正しい知識の情報提供や発達支援を行うとともに、保護者のメンタルヘルスについての設問を追加し、家族背景を含めた包括的総合的な支援を実施しています。

また、障がいの早期発見・療育に関する取り組みでは、健診や育児相談、発達相談において、定型発達との比較や保護者の不安、園の様子を共通理解し、保護者の思いに寄添い支援を検討するとともに、療育機関、こども園、小・中学校と連携し、サポートファイルやサポートブックの活用も含めた継続支援に努めました。

歯の健康づくりでは、１歳６か月、３歳児健診時に歯科医師による歯科健診と、歯科衛生士による歯科指導、相談を行いました。２歳６か月児歯科健診では健診と合わせてフッ化物塗布を行い、虫歯予防を図っています。７・８か月、９・10 か月、１歳、１歳４か月、２歳児の育児相談では、歯科衛生士による相談指導のほかに、ブラッシング指導、口腔機能の発達支援も行いました。乳児期から歯科衛生士との個別相談を設けることで、保護者の口腔衛生意識の向上に努めています。

食育の取り組みでは「お菓子屋さんごっこ」において子ども主体で調理実習を行いました。また、いずみ会では親子料理教室、小中学校での調理実習を実施し、伝承料理の継承や朝ごはんの大切さなどについての食育活動を行いました。

２）切れ目ない支援の充実

母子健康手帳交付時のアンケートをもとに面談を行い、妊婦の思いや生活、背景についてアセスメントを実施し、妊娠初期にセルフプランを作成、妊娠中期面談、後期面談を実施することで妊婦に合わせた支援、相談、情報提供を行っています。産後は早期訪問（乳児家庭全戸訪問事業）を実施し、発達・発育の確認や情報提供、産婦の心身の状態の確認を行うとともに、必要時は継続的なフォローや関係機関との連携を図ることで、妊娠期から出産・子育て期にかけて切れ目のない支援に努めました。

妊娠期から産後７か月未満の妊産婦を対象に、集いの場「ママカフェ」を実施し、不安の解消や孤立感の軽減、仲間づくりの支援を行っています。また。家族で協力して子育てを促すため 2021 年度(令和３年度)に「家族手帳」を、主に母子健康手帳交付時に妊婦家族と両親（祖父母）に配布し啓発を行っています。2023 年度(令和５年度)から、「両親学級」を開催し、子育てに関する知識や技術の啓発指導を行っています。

３）思春期保健対策の充実

学校では、いのちの授業や性的マイノリティなどに関し、外部講師を招いた授業を毎年計画的に行っています。

児童・生徒に対し、個に応じた指導や栄養相談を行っていますが、本町の場合、どの年齢も肥満児出現率が高くなっています。

有害な情報から子どもを守るための取り組みは、情報モラルの関する研修会を実施してい

ますが、ＳＮＳを介したトラブルが後を絶たない状況です。

「スクールカウンセラー」の学校配置については、県による拠点校各１名ずつの配置があり、週１回のカウンセリングを行っています。「スクールソーシャルワーカー」については、町費で１名雇用し、週１回の相談事業を行っています。

（２）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

１）教育・保育の質の向上

校種間交流に関する取り組みとして、教諭間での話し合いを行った他、全体的な計画に基づき、東こども園と川辺小・瀬加小、西こども園と甘地小・鶴居小、屋形こども園と鶴居小において、それぞれ５年生を中心に交流を実施し、野菜の苗植えや収穫、ルールのある遊びを通した交流や体験入学、授業体験を行いました。

２）学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

2023 年度(令和５年度)から、妊娠中の夫婦と家族を対象に「両親学級」を開催し、父親としての役割や夫婦（家族）の協力体制構築のための普及啓発を行いました。

こども園祖父母参観（2024 年度(令和６年度)）では家族での子育てについての研修会を実施し、地域の子どもにも目を向け地域全体で子育てを応援する意識の醸成を図りました。

母子保健推進員を毎年各地域から選出委嘱し、母子保健事業への協力や研修会を実施しています。地域での子育てについて考え、子育てのサポーター役として活躍しています。

文化センターでは、「おひざにだっこ」などの事業を継続するとともに、親子で参加できるイベントを、年間を通して開催しています。また、「いちかわ大好きっ子事業」では、各校における体験学習等の積極的な推進を図っています。

「トライやる・ウィーク事業」を通して、地域連携し職場体験活動を行い、児童・生徒に責任感や協調性を育むとともに、福祉体験活動として地域の福祉施設を訪問し、ボランティア交流を行い社会貢献に取り組んでいます。

子ども会活動は、単位子ども会によって地域活動への参加に偏りがあるものの、球技大会やスポーツ交流会の実施、野外研修を実施し、地域の子どもたちの活動への参加促進に町として支援に努めています。

2024 年度(令和６年度)から「コミュニティスクール」を導入し、学校と地域住民や保護者などが連携して学校運営を行い、地域が一体となって子どもたちを育む取り組みを推進しています。

（３）仕事と家庭生活との両立支援

１）多様な保育サービスの充実

2021 年(令和３年)１月に神崎郡広域で、病児・病後児保育施設を開設しました。利用者数は年々増えており、保護者の子育てと就労の両立を支援する取り組みの一環としての機能を果たしています。2023 年度(令和５年度)から看護師と保育士を配置し、定期的に通信を発行して事業のＰＲに努めるとともに、2024 年度(令和６年度)より当日予約の受け入れも開始し、利用者の利便性向上に努めています。

２）仕事と生活の調和を実現するための社会環境の整備

妊婦や子育て家庭に対して、職場の子育て支援施策の確認を働きかけるとともに、子育てと仕事の両立を図るため、育児休業制度や時短勤務などの制度の活用を紹介しました。

母子手帳交付時に、父親の育児休業制度についてのパンフレットを配布し、制度案内を行っています。また、出産育児制度について自身や家族の働く環境を知るよう、妊婦に働きかけを行いました。

（４）地域における子育て支援

１）子育て相談・情報提供体制の整備と仲間づくり

保健福祉センターを通して関係機関へのつなぎを実施するとともに、乳児健診に助産師を配置し、授乳相談ができるよう体制を整備しています。また、妊産婦と主任児童委員との面談時間を設け、地域の民生委員・児童委員や役割紹介、相談窓口として周知を図っています。

地域子育て支援センターの事業として、保健師や栄養士、理学療法士など様々な分野の専門職を招き、子育て中の親子への支援を行っています。支援センターの事業が子育てグループの結成にもつながっています。

情報提供媒体のひとつとして、母子手帳交付時や転入時に、「子育てハンドブック」を配布しています。ハンドブックに子育て情報全般を掲載することで、必要な情報を入手できるようにしました。2021年度(令和３年度)からは、町オリジナルの子育て応援アプリを導入し、ＩＣＴ時代に合わせた情報配信・情報取得ができるようにしています。

地域の子育て支援拠点（子育て支援センター）では、様々な交流会や相談、講習会などを実施したほか、時代の流れに応じた新たな事業にも取り組みました。

２）経済的負担の軽減

多子世帯における保育料軽減事業、給食費の徴収における多子世帯に対する軽減事業を実施しています。

2023年(令和５年)７月診療分からこども医療費助成対象を高校生まで拡充し、０歳から高校３年生までの医療費を無償化（所得制限なし）としました。

３）地域交流の促進

学校のほか、公共施設の開放に努め、スポーツセンターやリフレッシュパーク市川、いちかわ東こども園隣地等に設置した公園について利用促進を図っています。

民生委員・児童委員や老人会、商工会青年部など、地域の団体と様々な活動を通じて交流を図っています。

「いちかわ大好きっ子事業」では、小中学校の児童・生徒が農業体験や地場産業であるゴルフアイアンの工場見学等の体験を通じて、本町の魅力の発見や愛着を感じることのできる機会の充実を図っています。

４）子育て支援ネットワークの活用

主要な情報提供媒体として、広報いちかわや町ホームページなどを活用し、子育てに関する情報を発信しています。

地域子育て支援センターでは、季節のイベントや子育て支援のための講習会など、様々な

事業を実施しています。時代の流れに応じ、親子がふれあう機会を増やす新たな事業の実施に取り組みました。

（5）子どもや子育て家庭にとって安全・安心なまちづくり

1）いじめや不登校の対策の充実

いじめ対策については、「いじめ早期発見チェックリスト」や「いじめ対応フローチャート」を活用することにより的確な早期発見・早期対応を行っています。また、すべての児童生徒にQ－U（学級集団アセスメント）を実施し、客観的に把握することによりいじめ防止対策をとることができています。

不登校対策については、教育支援センターの充実や中学校にサポートルームを設置することで支援を充実しました。またQ－Uを活用し、不登校傾向の子どもの早期発見・早期対応を行っています。

学校での相談支援体制については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したケース会議を開催するとともに、「教育相談週間」や「子どもを語る会」の実施により相談体制が整っています。また、地域では、校区会議により地域の子どもや家庭について情報共有を図るとともに、県立神出学園を視察し、不登校に理解を深める研修を行っています。

2）遊び場の環境整備

市川町健康広場づくり整備事業補助金を活用し、ベンチや東屋の設置、トイレの改修、照明灯やネットフェンス等の整備を実施しました。

遊び場に関する情報提供については、地域子育て支援センターを中心にイベントや子育て情報の提供に努めました。

3）安全・安心な生活環境の整備

巡回補導や防犯パトロールを月に複数回実施し、有害看板の撤去等、地域の風紀の改善と環境美化に継続的に努めています。

こども園や地域子育て支援センター、小中学校で交通安全教室を実施し、交通安全意識の啓発に努めました。また、春と秋の全国交通安全運動期間中に交通立ち番と広報車による巡回啓発を実施しました。

子どもを狙った犯罪を未然に防ぐため、地域住民の協力による子どもの見守り、「子どもを守る 110 番の家」の啓発、防犯パトロール等、地域環境の中で犯罪が発生しない環境整備を推進しています。

（6）より支援が必要な家庭及び児童への支援体制の充実

1）ひとり親家庭の自立支援の推進

中播磨健康福祉事務所の支援員と連携しています。また、児童扶養手当や母子家庭等医療費助成を実施しています。

２）障がい児への支援の充実

2021 年度(令和３年度)から健康福祉課内に、障がい者基幹相談支援センターを開設し、多様化する障がいや障がいのある子どもに対する啓発を行っています。また３町で運営する神崎郡自立支援協議会内にこども部会を設けるとともに、障がい児に対するサービス内容の充実や支援体制について協議しています。

障がい児保育については、町内の園において訪問看護師や保育補助員を配置し、障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもなどの受け入れを実施しています。

医療的ケア児や発達障がい児に対しては、こども教育課、健康福祉課、小・中学校、こども園、医療機関、療育機関等と連携を図り、一人一人の状態や支援体制に合わせた支援検討に努めました。年２回実施する巡回訪問をはじめ随時連携を図り、子どもの発達過程や特性に応じた支援を検討し家庭支援に努めました。

３）児童虐待の早期発見・早期対応

妊娠期面談やママカフェ、子育て期の健診や育児相談、家庭訪問など３歳児まできめ細やかな母子事業を展開し、親子関係の観察機会を増やすとともに、関係性構築に努め、保護者の不安解消や継続支援に努めました。こども園、小・中学校においても虐待の視点で観察を行い連携して保護者対応・指導・支援に努めました。

2022 年度(令和４年度)に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童における虐待相談体制の構築に努めました。2024 年度(令和６年度)に地域支援ネットワーク会議・要保護児童対策地域協議会の要綱を見直し、あらゆる年齢層の虐待問題に対応する体制整備に努めました。また、児童虐待事案については、こども園、小・中学校と連携して保護者対応・指導・支援に努めました。

児童虐待に対応する教職員は、児童虐待研修に参加し、専門性を高め資質向上に努めました。2024 年度(令和６年度)からは、妊娠期および子育て期において、リスクアセスメントシートを導入し、統一した基準で対象者をアセスメントすることで支援内容の向上に努めました。

４　第３期計画の実施に向けた検討課題

（１）子どもの権利の尊重と意見表明の機会の提供

こども基本法は、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。また、子ども施策の基本理念として、子どもの人権を守ることや子どもの社会の様々な活動への参加、意見の 表明とともに、子どもや子育て当事者の意見が子ども施策に反映されることなどが定められています。

小学生本人を対象に実施した調査の結果では、町の取り組みに、自分自身の希望や思いを伝えるために適切な方法として､｢町のホームページから意見を伝えられるようにすること｣や｢町の取り組みについて教えてもらえる場があること」が多くなっています。

様々な方法を活用し、子どもの意見や思いを聴取したり、子ども自身が発信したりできる機会や場を設けるとともに、町の施策に子どもの意見を反映していけるよう取り組んでいくことが求められます。

（２）妊娠・出産期から切れ目のない支援の充実

ニーズ調査の結果では、また、９割程度の保護者は子育てや教育について気軽に相談できる人がいると回答しているものの、その相談先としては、家族や友人・知人などが多く、関係機関等への相談は少なくなっています。本町では地域子育て支援センターや保健福祉センター等身近なところに窓口を設置し相談対応を行っています。

児童虐待が依然増加傾向にあることから、国では、2022 年(令和４年)６月に児童等に対する家庭及び養育環境に対する支援を強化し、児童の権利擁護を推進するため「児童福祉法等の一部を改正する法律」を改正し、市区町村に対し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

こども家庭センターは、本町で設置している「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）に「子育て世代包括支援センター」（母子保健）の機能を合わせ、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し一体的な相談支援を行う機能を有する機関です。妊娠・出産をはじめ子育てに不安や悩みを抱える保護者に対し妊娠・出産期から切れ目のない支援をより一層充実していくため、こども家庭センター機能を有する相談支援体制の充実が必要です。

今後も引き続き、気軽に相談できる身近な相談機関として、地域子育て支援センター等の周知を図るとともに、妊娠・出産・子育ての各段階において、様々な問題や課題を抱える家庭に対し、寄り添いながら相談支援を行う機能の強化を図っていく必要があります。

（３）地域全体で取り組む子育て支援

ニーズ調査の結果では、未就学児を養育する保護者のうち 37.4%が子育てに不安や負担を感じていると回答しています。５年前の調査結果の 45.5%から減少しているものの、「どちらともいえない」の割合が増加し、子育てになんらかの負担を感じている保護者は少なくありません。また、未就学児を養育する保護者の約３人に１人は居住地域の子育て環境や支援に対する満足度が低いと回答しています。

本町の出生数は年々減少し少子化が進んでいます。近隣に同世代の子どもがいなくなることで、子どもを介しての子育て家庭どうしの付き合い・交流が希薄化することが懸念されます。子育て家庭が地域で孤立すると、育児不安や困難などの問題だけでなく、各種支援の必要性の気づきの遅れや虐待につながるおそれがあります。

子育て不安や負担感を軽減するためにも、地域全体で子育て家庭を見守り、支えることができる取り組みを引き続き進めていくことが必要です。

（４）ヤングケアラーや生きづらさを感じている子どもや子育て家庭への支援

小学生本人を対象に実施した調査の結果では、いわゆる「ヤングケアラー」に該当すると思われる子どもが少数であるものの存在することがわかりました。ヤングケアラーは、家庭内の問題ということで表面化しにくく、支援が十分届きにくい問題があります。

今後は、地域や学校等を通じてヤングケアラーの把握に努めるとともに、本人やその家族の心情に寄り添いながら、関係機関・団体と連携して切れ目のない支援体制の充実を図るなど、ヤングケアラーに対する支援に取り組むことが必要です。

一方、いじめや不登校、ひきこもりや経済的な困窮状態にあるなど、生きづらさを感じている子どもたちも表面化しにくいという問題があります。支援が必要な子どもたちが地域で孤立することなく、夢や希望を持って成長することができるよう、早期に発見し、関係部署や民間団体・当事者団体等と連携・協働して必要な支援につなげるための仕組みづくりが必要です。

（５）町の環境を生かした子育て支援の推進

小学生本人を対象に実施した調査の結果では、市川町を「好き」「まあまあ好き」と回答した児童が 90.0%を占めています。また、好きな理由は、「自然が豊か」や「町のひとがやさしい」が多くなっています。

これまでも、本町では、学校園と地域住民との交流や自然環境を生かした様々な活動を通じて子どもたちの地域への愛着を高める取り組みを進めてきました。将来にわたって子どもの数が減少すると見込まれる中、今後もこのような本町の地域特性を生かした取り組みを充実し、地域全体で子どもを見守り育成し、子育てがしやすく、安心して暮らせる環境を推進することが重要です。

第３章

計画の基本的考え方

第３章　計画の基本的考え方

１　計画の基本理念

第２期計画では、「地域みんなで連携し心身ともに健やかな子どもに育つまち 市川」を基本理念に子ども・子育てに関する各種施策に取り組んできました。

本町のこれまでの子ども・子育て支援に関する取り組みの継続性を維持するため、本計画においても、この基本理念を継承することとします。

また、こども基本法の趣旨並びに理念を踏まえ、本町で次代を担う子どもたちを社会のまんなかに据え、その権利を守り最善の利益を保障しながら、地域に支えられ、心身ともに健やかに成長できるよう取り組みを推進します。

【基本理念】

地域みんなで連携し心身ともに健やかな子どもに育つまち 市川

【参考】こども基本法の基本理念

こども基本法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会、また、子どもの心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもに関する施策を総合的に推進することとしています。さらに、子どもに関する施策は、次の基本理念に沿って行われるべきものとされています。

○全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること

○全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること

○全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること

○全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること

○こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育を支援し、家庭での養育が困難なこどもの養育環境を確保すること

○家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

２　計画の基本目標

第２期計画では、前述の基本理念を踏まえ、次の３つの基本目標を掲げ、その実現に向けて総合的な施策を展開してきました。

本計画でも、引き続きこれらの目標の実現を目指し、安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つことができるまちづくりに取り組みます。

（１）子どもが心身ともに健やかに成長できるまち

子ども自身が生まれてきたことに感謝や喜びを感じながら、個性を発揮し自立心を養い、自己も他者も大切に思うことのできる、心身ともに健やかな子どもであふれるまちを目指します。

（２）親が安心して子どもを生み育てることができるまち

必要な時に必要な情報が手に入り、親が安心感と自信を持ち、また子どもを生み育てることに喜びや楽しさを実感できるまちを目指します。

（３）地域全体で連携し、子どもと子育て家庭を支えることができるまち

子育て家庭への様々な支援を通じ、子どもを生み育てやすい環境を創出するとともに、地域での主体的な助け合い・支え合いが生まれるまちを目指します。

3　施策体系

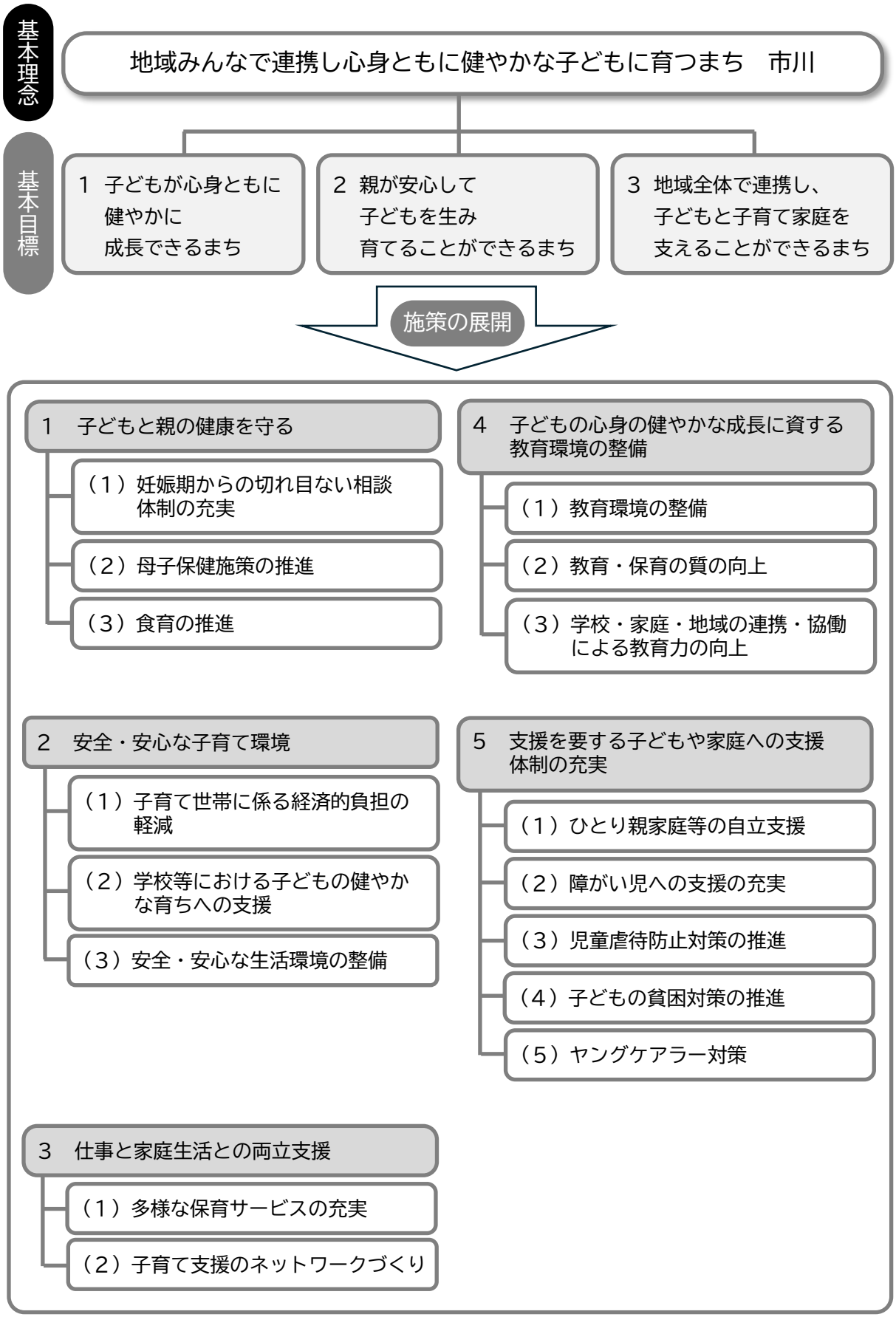
基本理念
地域みんなで連携し心身ともに健やかな子どもに育つまち　市川
基本目標
1 子どもが心身ともに健やかに成長できるまち
2 親が安心して子どもを生み育てることができるまち
3 地域全体で連携し、子どもと子育て家庭を支えることができるまち
施策の展開
1　子どもと親の健康を守る
（1）妊娠期からの切れ目ない相談体制の充実
（2）母子保健施策の推進
（3）食育の推進
2　安全・安心な子育て環境
（1）子育て世帯に係る経済的負担の軽減
（2）学校等における子どもの健やかな育ちへの支援
（3）安全・安心な生活環境の整備
3　仕事と家庭生活との両立支援
（1）多様な保育サービスの充実
（2）子育て支援のネットワークづくり
4　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
（1）教育環境の整備
（2）教育・保育の質の向上
（3）学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
5　支援を要する子どもや家庭への支援体制の充実
（1）ひとり親家庭等の自立支援
（2）障がい児への支援の充実
（3）児童虐待防止対策の推進
（4）子どもの貧困対策の推進
（5）ヤングケアラー対策

第４章

施策の展開

第４章　施策の展開

１　子どもと親の健康を守る

【基本的な考え方】

母子保健は、未来を担う子どもたちの生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。そのため、母親や乳幼児の健康保持・増進、疾病の予防・早期発見のための体制の充実を図るとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や情報提供に柔軟に対応できる体制の充実を図っていく必要があります。

また、一人一人に合わせたきめ細やかな保健サービスの提供とともに、妊娠・出産・子育て期において切れ目ない支援が継続して受けられるよう体制づくりに努めます。

【施策の方向】

（１）妊娠期からの切れ目ない相談体制の充実
（２）母子保健施策の推進
（３）食育の推進

（１）妊娠期からの切れ目ない相談体制の充実

施策・事業	取組内容	担当課
子育て世代包括支援事業	保健師等が、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談を受け、一人一人の家庭の実状に合わせた支援プランを作成し、必要に応じて関係機関につなぐ等支援を行います。	保健福祉センター
妊婦相談面談	妊娠初期・中期・後期において個別面談を行い、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行います。赤ちゃんを迎えるにあたり、妊婦や家族を通して準備状況を把握し、必要な手続き支援や関係機関連携を行います。	保健福祉センター
産前産後サポート事業	妊娠期から産後７か月未満の妊産婦を対象に、集いの場ママカフェを実施し、不安の解消や孤立感の軽減、仲間づくりの支援を行います。	保健福祉センター
両親学級	保健師・助産師による講義及び人形を使っての実技（おむつ交換、沐浴指導等）や、妊娠期・子育て期における夫婦の価値観のすり合わせや知識やイメージを取得するための研修を行います。また急激な環境の変化による母親及び父親の産後うつ予防にも取り組みます。	保健福祉センター

施策・事業	取組内容	担当課
産後ケア事業	出産後１年以内で心身ともに不安定で支援が必要な母子に対し、「宿泊型」「通所型」「訪問型」による心身のケアや育児のサポート等の支援を実施します。	保健福祉センター
新生児訪問事業	おおむね４か月までの全乳児家庭を対象に、保健師が訪問を行い、発達発育の確認や育児相談、養育環境の調査を行います。	保健福祉センター
養育支援訪問、継続訪問	フォローを必要と判断した家庭や、希望される方に訪問指導を行います。	保健福祉センター
育児相談	保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士による相談事業を毎月開催します。内容は、身長・体重・頭位計測、保健・栄養・歯科指導等です。	保健福祉センター
巡回訪問	保健師、ケアステーションかんざき及び教育委員会が町内こども園や小中学校を巡回し、児の集団生活での困りごとに対して助言を行います。	保健福祉センター こども教育課
家族手帳の活用	子どもの健やかな成長を促すとともに、子（孫）育ての力を向上させ、地域の子育て力を高めるために家族手帳を作成・配布します。	保健福祉センター

（２）母子保健施策の推進

施策・事業	取組内容	担当課
子育て応援アプリの活用	手軽に妊娠・子育てに関する情報を収集できる仕組みを整備するとともに、必要な人に効果的に情報を伝達し、切れ目のない支援を行うため、一元的に情報を発信できる子育てアプリを活用することで適切な情報を届けます。	保健福祉センター
妊婦一般健康診査	妊娠届出のあった妊婦に対して、妊婦健康診査費助成券を交付し、かかりつけ産科医院等への定期受診を促します。また産科医院等との連携を図り、妊婦の健康状態把握に努めます。	保健福祉センター
妊婦歯科健康診査	妊婦自身の口腔内の改善、歯周病疾患の早期発見と治療や予防、生まれてくる子どもの健康増進のため、妊娠中期に歯科健診と歯科相談を実施します。	保健福祉センター
産婦健康診査	妊娠後期面談にて産婦健康診査費助成券を交付し、産後２週間及び１か月の時期に産婦健診を受診するよう促します。産科医院との連携を図り、支援を要する産婦の早期対応に取り組みます。	保健福祉センター

施策・事業	取組内容	担当課
新生児聴覚スクリーニング検査	生後３か月以内の乳児を対象に、新生児聴覚スクリーニングを実施します。	保健福祉センター
３・４か月児健診	小児科医師・整形医師による診察、保健師・栄養士・助産師による発達の確認と身体計測、育児相談、栄養相談を行います。	保健福祉センター
１歳６か月児健診	内科医師・歯科医師による診察、保健師・栄養士・歯科衛生士による発達の確認と身体計測、育児相談、栄養相談を行います。	保健福祉センター
３歳児健診	内科医師・歯科医師が診察し、身体と歯の健康状態や、目の見え方、耳の聞こえ方の確認などを行います。また、保健師・栄養士・歯科衛生士による発達や生活習慣等に関する相談を行います。	保健福祉センター
低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業	住民税非課税世帯または生活保護世帯にある妊婦に対し、妊娠の診断を受けるための初回の産科受診料の一部または全部を助成します。	保健福祉センター
不育症治療支援事業	保険適用されていない不育症の検査や治療の費用を助成します。	保健福祉センター
予防接種	対象者へ個別に予診票を郵送し、案内します。接種方法はすべての医療機関での個別接種です。	保健福祉センター

（３）食育の推進

施策・事業	取組内容	担当課
離乳食相談	離乳食の進め方について、離乳食の調理見本を保護者に見てもらう・試食してもらうなど、離乳食について情報提供を行います。	保健福祉センター
栄養相談	各種健診・相談、保健事業、いずみ会活動等を通して、食に関する相談や健康教育・栄養指導を実施し、「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育んでいます。	保健福祉センター
地産地消の推進	地元産の食材を使用して地元生産者、学校、園との連携による相互理解を深めることで、より安全・安心な給食を提供できるように地産地消を推進します。	学校給食共同調理所

2　安心・安全な子育て環境

【基本的な考え方】

交通事故や子どもが犯罪に巻き込まれる事件、突然発生する自然災害など、子どもにまつわる危険は多様です。住み慣れた地域において子どもが安全かつ安心して育つことができるよう、道路交通環境の安全確保や保護者や子どもに対する交通安全教育の徹底、子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した見守り活動の強化等、地域ぐるみの安全対策の取り組みを推進します。

いじめや不登校の未然防止、早期解決に努め、悩みに関する相談体制の整備や関係諸機関の連携強化を図るとともに、児童・生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりに努めます。

また、子どもを持ちたいと願っている人が、出産・子育てに係る費用を理由としてあきらめることのないよう、医療費、教育費等の子育てコストに対する支援を行い、安心して子育てができるよう経済的負担の軽減に努めます。

【施策の方向】

（１）子育て世帯に係る経済的負担の軽減
（２）学校等における子どもの健やかな育ちへの支援
（３）安全・安心な生活環境の整備

（１）子育て世帯に係る経済的負担の軽減

施策・事業	取組内容	担当課
多子世帯保育料軽減事業	多子世帯に係る保育料の負担軽減のため、きょうだいの年齢に関わりなく、第２子目は半額、第３子目以降は無料とします。（所得制限あり）	こども教育課
多子世帯給食費軽減事業（就学前）	多子世帯に係る給食費の負担軽減のため、３歳以上にかかる給食費について、きょうだいの年齢に関わりなく、第３子目以降は無料とします。（所得制限あり）	こども教育課
学校給食費無償化及び負担軽減事業	市川中学校の給食費の無償化に取り組みます。小学校の給食費については１か月あたり 300 円の軽減措置を継続して行います。	こども教育課
こども医療費の無料化	０歳から高校３年生（18 歳に達した年度末）までの子どもの医療費を無料にしています。	健康福祉課
体操服購入費助成事業	入学時の経済的負担軽減のため、小学校・中学校入学時に、体操服購入費として１万円の助成を行います。	こども教育課
児童手当の支給	児童（０歳～18 歳）を養育している方への手当です。児童１人当たり 10,000 円／月（３歳未満は 15,000 円／月）、第３子以降は 30,000 円／月を支給します。（所得制限なし）	健康福祉課

施策・事業	取組内容	担当課
妊婦健診費の助成	妊婦健康診査費において、15,000 円×２回、7,000 円×５回、5,000 円×７回の合計 14 回、100,000 円上限に助成します。	保健福祉センター
産婦健診費の助成	産婦健康診査費、5,000 円を２回上限に助成。母体の産後の状態を確認し、必要に応じてケアにつなぎます。	保健福祉センター
新生児聴覚検査費の助成	新生児聴覚検査費、5,000 円を上限に助成。早期に難聴を発見し、発育・発達の支援につなげます。	保健福祉センター
任意予防接種に係る費用助成	おたふくかぜワクチン予防接種受診者に対する助成を行います。	保健福祉センター
就学援助	経済的な理由等で就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して義務教育を円滑に受けることができるよう、必要な援助を行います。	こども教育課

（2）学校等における子どもの健やかな育ちへの支援

施策・事業	取組内容	担当課
相談支援体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して相談支援体制の充実を図り、児童・生徒の心の安定と問題行動の防止・解決を目指します。Ｑ－ＵやＩＣＴを活用した心の健康観察を実施します。	こども教育課
不登校児童生徒への支援充実	教育支援センターや中学校のサポートルームを活用し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を充実します。	こども教育課

（3）安全・安心な生活環境の整備

施策・事業	取組内容	担当課
防犯体制の強化	青少年補導センター、青少年補導委員会、防犯指導委員等の活動を支援し、有害看板の撤去等、地域の風紀の改善と環境美化に努めます。	生涯学習課 住民環境課
交通安全教室	こども園、学校、警察等が連携して、保護者や子どもを対象として、発達段階に応じた交通安全教室を実施し、地域の交通安全を推進します。また、交通安全週間には地域住民や学校等が協力し、意識啓発に努めます。	こども教育課 住民環境課
防犯活動の推進	地域の見守り体制を強化し、子どもを狙った犯罪を未然に防ぐため、地域住民の協力による子どもの見守り、「子どもを守る 110 番の家」の啓発、防犯パトロール等、地域環境の中で犯罪が発生しない環境整備を推進します。	生涯学習課 住民環境課

施策・事業	取組内容	担当課
通学路の安全確保	市川町通学路交通安全推進協議会を開催し、関係機関で協議検討します。歩道の整備や通学路の看板、防犯灯設置を推進し、危険箇所等の随時点検を行い、安全な通学路の確保に努めます。	こども教育課

3　仕事と家庭生活との両立支援

【基本的な考え方】

近年、仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の認識が高まり、以前に比べれば、父親が母親とともに家庭での子育ての役割を担うことも増えており、社会状況も変化しつつあります。

家庭と仕事の両立が可能となるよう、また多様化する保護者の保育ニーズに柔軟に対応できるよう、保育サービスの充実を図り、市川町に住む誰もが安心して子育てができ、家庭と仕事のバランスがとれた環境づくりを支援します。

また、国・県や企業等と連携しながら子育てしやすい就労環境を促進するため、育児休業などの各種法制度の普及・定着や、子育てしやすい就業形態の導入など、「働き方の見直し」に向けた啓発や取り組みを進めていくことも必要です。

【施策の方向】

（１）多様な保育サービスの充実
（２）子育て支援のネットワークづくり

（１）多様な保育サービスの充実

施策・事業	取組内容	担当課
放課後児童健全育成事業	共働き家庭等の小学校１年生から６年生までの児童を対象に、放課後に遊びを主とする学童保育園を実施します。	こども教育課
延長保育事業	こども園において、勤務時間等の関係で通常の保育時間までに子どもを迎えに来られない保護者のために、通常の保育時間を超えて保育を実施します。	こども教育課
一時預かり事業	日常生活上の突発的な事情により、一時的に家庭での保育が困難となった場合等において、乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行います。	こども教育課
病児・病後児保育事業	子どもが病気の際に自宅での保育や集団保育が困難な場合に、看護師と保育士が常駐する施設において一時的な保育を実施します。	こども教育課
乳児等通園支援事業	保育所等に通っていない家庭の子ども（生後６か月から３歳児未満）をこども園等の施設で預かりを行うことで、家庭とは異なる経験や集団生活の機会を経て子どもの成長を促します。	こども教育課

施策・事業	取組内容	担当課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	児童を養育している家庭の保護者が疾病や就労等により、家庭における児童養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	こども教育課

（2）子育て支援のネットワークづくり

施策・事業	取組内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行ったり、子育てについての相談や情報提供、グループ活動や子育て講座の開催等を行ったりする場を設け、地域における子育て支援を行います。	こども教育課
子育て世代包括支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を行います。	保健福祉センター

4　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【基本的な考え方】

子どもが健やかに成長するためには、家庭、こども園や学校、地域など社会全体で子どもを支えていくことが重要です。

学校教育は、子どもの人間形成や個性の伸長、社会性等の面でも重要な役割を担っています。

また就学前における幼児教育は、生涯にわたる人間としての健全な発達の基礎となっています。個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視するとともに、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などの「生きる力」を身につけることが可能な環境を整備する必要があります。

さらに、子どもだけではなく、子育て家庭が周囲とのつながりや協力を得て子育てできる環境となるよう、地域社会と連携して様々な活動の機会を提供し、学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上を図ることで、子どもの豊かな人間性や思いやりの心を育み、心身ともに健やかに成長できる環境を整備し、子どもの健全育成を推進します。

【施策の方向】

（1）教育環境の整備
（2）教育・保育の質の向上
（3）学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

（1）教育環境の整備

施策・事業	取組内容	担当課
学校施設の整備	児童生徒の安全かつ適切な教育環境を確保するため、各施設の改修及び整備を行います。	こども教育課
学校運営協議会	学校運営に地域の声を積極的に生かし、広く保護者や地域住民が参画して、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。	こども教育課

（2）教育・保育の質の向上

施策・事業	取組内容	担当課
幼児教育と小学校教育との連携促進	地域や保護者の多様なニーズに応えるとともに、幼児期の教育と小学校の教育との円滑な連携・接続を図るため、こども園、小学校間の連携を推進します。	こども教育課
確かな学力の向上（全国学力学習状況調査等）	全国学力学習状況調査や民間の学力調査等を活用して、児童生徒一人一人の学力を正しくとらえ、指導の改善に努めます。	こども教育課

施策・事業	取組内容	担当課
保育の質の向上	こども園における保育教諭等の資質向上のため、ニーズや時代に応じた研修を継続して実施します。	こども教育課

（3）学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

施策・事業	取組内容	担当課
福祉体験活動や職場体験機会の充実	地域の理解と協力を得ながら､トライやる･ウィーク事業をはじめとした職場体験活動を充実させます。小中学生による地域の社会福祉施設の訪問など、福祉体験活動を通して子どものボランティア精神の育成に努めます。	こども教育課
学校における世代間交流・地域交流の充実	小学校・中学校及び高校等の教育機関が連携し、学校同士、こども園との交流等の機会を創出するとともに、地域とのふれあい事業や活動への参加等を促進し、学校と地域との交流を推進します。	こども教育課
地域の教育力の向上	こども園や学校が実施するオープンスクールや学校行事を通して、地域全体で子育てを支援し、地域住民が積極的に学校運営に参画できる場を提供します。また、公立こども園では、こども園フェスティバルを開催し、地域でこども園を支援する体制づくりを推進します。	こども教育課
いちかわ大好きっ子事業	小中学校等で、地域に伝わる伝統行事や祭り、文化財の保護活動等への参加を促進し、子どもたちが地域の伝統文化について学び、地域への愛着を高めることができる機会を充実させます。	生涯学習課

5　支援を要する子どもや家庭への支援体制の充実

【基本的な考え方】

すべての子どもの健やかな育ちを守る上で、障がいがあることやひとり親家庭で育つこと、児童虐待や子どもの貧困問題が、成長の妨げになることがないよう、経済面あるいは心理面といった多様な支援が必要とされています。子ども一人一人が、成長後も社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるように、福祉、医療、教育、就労等の各分野が一体となり、社会全体として障がいのある子どもたちの自立を支援する体制づくりに努める必要があります。

さらに、児童虐待への対応については、関係機関との連携を一層深め、虐待の防止に努める一方で、早期発見・早期対応・未然防止の対応を図り、子どもの人権が侵害されない、虐待のないまちづくりを推進します。

家族のケアを過重に担っているヤングケアラーは、家庭内の問題と捉えられ、周囲から支援の対象として十分に認識されず、加えて本人や家族に自覚がなく問題が表面化しにくい構造となっています。また、学校生活や友人関係、将来の進路などに大きな影響を与えるなど、子どもが本来守られるべき権利が十分に守られていないという問題があります。そのため、周囲が正しい理解・認識のもとでヤングケアラーの状況に気づき、関係機関等が連携して対応するよう努めます。

【施策の方向】

（１）ひとり親家庭等の自立支援
（２）障がい児への支援の充実
（３）児童虐待防止対策の推進
（４）子どもの貧困対策の推進
（５）ヤングケアラー対策

（１）ひとり親家庭等の自立支援

施策・事業	取組内容	担当課
ひとり親家庭への相談体制整備	相談事業の周知と利用促進を図り、窓口における相談を継続していくとともに、中播磨健康福祉事務所の母子父子自立支援員と連携し、相談支援体制の充実を図ります。	健康福祉課
児童扶養手当制度	ひとり親世帯の生活の安定及び福祉の増進を図ることを目的とし、18 歳に達した年度末（障がい児は 20 歳に達する日）までの児童を監護する保護者に手当を支給します。	健康福祉課

（2）障がい児への支援の充実

施策・事業	取組内容	担当課
発達相談支援事業の充実	乳幼児健診や育児相談において必要な子どもには発達相談・発達検査・療育相談を紹介するとともに、関係機関と連携しながら子どもたちの成長や子育ての支援を継続します。	保健福祉センター
５歳児発達相談事業の充実	発達障がいの特性により子育てに困難感をもつ保護者・保育者が、子どもの特性や課題を理解してかかわりが持てるよう支援するため、専門職による発達相談を実施し、関係機関との連携により、就学前の子どもの支援環境を整備します。	保健福祉センター
障がい児保育の充実	障がいのある子どもが、生まれ育った地域で保育や教育が受けられるよう、保育教諭補助や加配保育教諭の配置に努め、できるだけ町内のこども園での受け入れを行います。	こども教育課
障がい児のいる家庭への情報提供と相談体制の充実	障がい者基幹相談支援センターにおいて、障がいのある子どもに関する多様な相談や情報提供を行っています。また３町で運営する神崎郡自立支援協議会内にこども部会を設け広域連携に努めています。	健康福祉課
特別支援教育（障がい児教育）の充実	一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関等との連携を深め、適切な教育的支援を実施するため個別の教育支援計画及び指導計画を立て、実施・評価のできる体制を整備します。また、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できるよう各種研修等の充実を図り、教職員の資質の向上に努めます。	こども教育課
特別児童扶養手当制度	重度～中度の障がいがある児童の福祉の増進を図ることを目的とし、20 歳に達する日までの児童を養育する保護者等に手当を支給します。	健康福祉課

（3）児童虐待防止対策の推進

施策・事業	取組内容	担当課
児童虐待の予防及び早期発見	様々な母子保健事業を通して、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。また、こども園・小学校においても子どもの様子に注意し、保護者への対応・指導についても関係機関と連携し、虐待予防に努めます。	こども教育課 保健福祉センター

施策・事業	取組内容	担当課
市川町こども家庭センターの設置と体制整備	母子保健機能と児童福祉機能双方の一体的な組織として子育て家庭への相談支援を実施し、虐待への予防的な対応から子育て困難を抱える家庭まで切れ目ない支援ができるよう庁内外の関係機関と連携・協働し、家庭支援事業の展開や地域資源発掘など体制整備に努めます。	保健福祉センター

（4）子どもの貧困対策の推進

施策・事業	取組内容	担当課
関係機関との連携による教育支援	学校にスクールソーシャルワーカー等の専門的な人材を配置し、学力の保障、関係機関のネットワーク構築を進めます。また、就学や学資の援助に取り組み子どもの教育支援を充実します。	こども教育課
生活の支援	家庭の貧困の状況が社会的孤立を深めることなく、子どもが健全に育成され、深刻な状況に陥ることのないよう配慮するとともに、保護者に対する生活相談、交流機会の提供など妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。	健康福祉課 保健福祉センター
経済的支援	経済的に厳しい状況にある子どもやその保護者に対して、各種手当の支給、貸付金、医療費負担の軽減などの制度の周知と利用促進に努めます。	健康福祉課

（5）ヤングケアラー対策

施策・事業	取組内容	担当課
ヤングケアラーへの支援	家族の世話を過度に行っているヤングケアラーの把握のための調査を実施し、ハイリスク家庭へのアプローチから取り組みます。学校・子ども家庭センター・支援団体等の関係機関などと情報を共有し、本人の負担を軽減し、必要なサービス支援につなげる体制の整備に努めます。	健康福祉課 保健福祉センター こども教育課

第５章

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第５章　幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

１　提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

市川町においては、１か所で全町的な利用ニーズに対応する事業等もあることから、効率的に資源を活用できるよう、第１期計画及び第２期計画では、教育・保育提供区域を１圏域（全町）と設定しつつ、地域のニーズに応じた教育・保育及び地域子育て支援事業の整備に努めてきました。

これまで同様、本町の子育て家庭や社会資源等を取り巻く状況には大きな変化はないことから、第３期計画においても、現行の１圏域（全町）の設定を継承するものとします。

2　幼児期の教育・保育の「量の見込み」と確保方策

■１号認定（教育）

・満３歳以上、教育標準時間認定

・幼稚園、認定こども園等での教育を希望される場合　　単位（人）

		実績	見込み				
		2023年度（令和５年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
		１号 3-5歳	１号 3-5歳	１号 3-5歳	１号 3-5歳	１号 3-5歳	１号 3-5歳
①量の見込（必要利用定員総数）		13	9	9	9	7	7
②確保の内容		19	59	59	59	59	59
	認定こども園	19	59	59	59	59	59
②－①		6	50	50	50	52	52

■２号・３号認定（保育）

・保育認定

・保育の必要な事由があり、保育所、認定こども園等での保育を希望される場合　　単位（人）

		実績			見込み					
		2023年度（令和５年度）			2025年度（令和７年度）			2026年度（令和８年度）		
		２号	３号		２号	３号		２号	３号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込（必要利用定員総数）		157	17	73	134	15	48	124	15	48
②確保の内容	認定こども園	149	10	60	171	15	95	171	15	95
	地域型保育事業	0	0	1	0	0	0	0	0	0
②－①		△8	△7	△12	37	0	47	47	0	47

		見込み								
		2027年度（令和９年度）			2028年度（令和10年度）			2029年度（令和11年度）		
		２号	３号		２号	３号		２号	３号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込（必要利用定員総数）		115	14	47	107	14	54	104	14	48
②確保の内容	認定こども園	171	15	95	171	15	95	171	15	95
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		56	1	48	64	1	41	67	1	47

提供体制、確保策の考え方

○保育・教育の量の見込みについては、利用者のニーズを把握しながら、他市町も含めて提供体制を確保していきます。地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

3　地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	実績	量の見込み				
			2023年度（令和５年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
延長保育事業		人	70	69	66	62	62	59
放課後児童健全育成事業	低学年	人	1,117	130	138	123	129	121
	高学年	人	398	65	54	71	56	69
	合計	人	1,515	195	192	194	185	190
子育て短期支援事業（ショートステイ）		人日	0	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業		人回	5,627	6,667	6,541	6,163	5,912	5,723
一時預かり事業	幼稚園型	人日	90	43	43	43	43	43
	一般型	人日	89	82	82	80	89	81
病児・病後児保育事業		人日	21	55	47	38	30	26
ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）		人日	0	0	0	0	0	0
妊婦健診事業		人	46	40	37	34	32	30
乳児家庭全戸訪問事業		人	27	26	25	24	24	22
養育支援訪問事業		人	7	4	4	3	3	3
【新規】子育て世帯訪問支援事業		人日	－	0	0	0	0	0
【新規】児童育成支援拠点事業		人	－	0	0	0	0	0
【新規】親子関係形成支援事業		人	－	0	0	0	0	0
【新規】妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）		回年	－	88	85	82	79	76
【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		人日	－	0	21	21	21	21
【新規】産後ケア事業		人日	－	16	16	16	16	16
利用者支援事業	子ども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1	1
	特定型	か所	0	0	0	0	0	0
	基本型	か所	0	0	0	0	0	0

※子育て短期支援事業（ショートステイ）については、４か所と委託契約をしています。

（１）延長保育事業

■延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間等により、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

単位（人）

	実績	見込み				
	2023年度（令和５年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	76	69	66	62	62	59
②確保の内容	70	69	66	62	62	59
②－①	△6	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

〇全てのこども園で実施しており、今後も引き続き、利用者のニーズに対応していきます。

（２）放課後児童健全育成事業

■放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、小学校の余裕教室や専用施設等で適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

単位（人）

		実績	見込み				
		2023年度（令和５年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	１年生	238	37	45	43	40	34
	２年生	290	56	37	44	45	43
	３年生	311	37	56	36	44	44
	４年生	166	30	26	38	26	30
	５年生	157	20	18	23	20	27
	６年生	89	15	10	10	10	12
	合計	1,251	195	192	194	185	190
②確保の内容		1,515	195	192	194	185	190
②－①		264	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

〇放課後児童健全育成事業については、小畑学童保育園、甘地学童保育園の２か所で行っています。

〇今後も引き続き、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

（3）子育て短期支援事業（ショートステイ）

■子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。

単位（人日）

	実績	見込み				
	2023年度（令和５年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	0	1	1	1	1	1
②確保の内容	0	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

〇2024 年度(令和６年度)現在、４か所と委託契約をしています。

〇緊急時の利用に対応するため、引き続き委託契約を継続して対応します。

（4）地域子育て支援拠点事業

■地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、グループ活動や子育て講座の開催等により、地域における子育て支援を行う事業です。

単位（人回）

	実績	見込み				
	2023年度（令和５年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	4,941	6,667	6,541	6,163	5,912	5,723
②確保の内容	5,627	6,667	6,541	6,163	5,912	5,723
②－①	686	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

〇地域子育て支援拠点事業については、2024 年度(令和６年度)現在、１か所設置し、対応しています。

〇地域の子育て支援情報の収集・提供や、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、各種団体等と連携し、地域に根付いた支援活動を展開していきます。

（５）一時預かり事業

■一時預かり事業

幼稚園型一時預かり事業は、幼稚園や認定こども園において、一時的に保育が必要となった１号認定児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業中等に保育を行う事業です。

一般型一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、認定こども園等において一時的に預かり、必要は保育を行う事業です。

単位（人日）

		実績	見込み				
		2023年度（令和５年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
幼稚園型一時預かり事業	①量の見込	530	43	43	43	43	43
	②確保の内容	90	43	43	43	43	43
	②－①	△440	0	0	0	0	0
一般型一時預かり事業	①量の見込	147	82	82	80	89	81
	②確保の内容	89	82	82	80	89	81
	②－①	△58	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○幼稚園型一時預かり事業、一般型一時預かり事業ともに、全てのこども園で実施しており、今後も引き続き利用者のニーズに対応していきます。

（６）病児・病後児保育事業

■病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

単位（人日）

	実績	見込み				
	2023年度（令和５年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	198	55	47	38	30	26
②確保の内容	21	55	47	38	30	26
②－①	△177	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○神崎郡３町で事業を実施しており、現在の提供体制を維持していきます。

（7）ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

■ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位（人日）

	実績	見込み				
	2023年度（令和５年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

〇市川町では、近隣に祖父母が居住している環境の家庭が多いため、ファミリー・サポート・センター事業の実施に至っていませんが、今後の利用者のニーズを踏まえ、事業実施に向け取り組んでいきます。

（8）妊婦健診事業

■妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位（人）

	実績	見込み				
	2023年度（令和５年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	63	40	37	34	32	30
回	－	310	288	265	249	233
②確保の内容	46	40	37	34	32	30
回	352	310	288	265	249	233
②－①	△17	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

〇妊娠から出産するまで、各医療機関等で取り組んでいます。

〇母子健康手帳交付時の初期面談において丁寧な説明を行い、中期・後期で電話連絡や面談の際、対象者の状況確認や必要な情報提供を行い、切れ目ない支援を行います。適宜、病院との連携も行います。

（9）乳児家庭全戸訪問事業

■乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言、子育て支援に関する情報提供、養育についての相談等を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

単位（人）

	実績	見込み				
	2023年度（令和５年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	41	26	25	24	24	22
②確保の内容	27	26	25	24	24	22
②－①	△14	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○早期に連絡を取ることを心がけ、子育て不安を軽減するとともに、訪問後継続した支援が必要な対象者には継続した支援を行います。

（10）養育支援訪問事業

■養育支援訪問事業

家庭における安定した養育ができるよう、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位（人）

	実績	見込み				
	2023年度（令和５年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	31	4	4	3	3	3
②確保の内容	7	4	4	3	3	3
②－①	△24	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○療養育支援が必要と判断される対象者において、定期的な訪問・電話相談・来所面談を行い、切れ目ない支援を行います。

（11）子育て世帯訪問支援事業

■子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育にかかる援助その他の必要な支援を行う事業です。

単位（人日）

	実績	見込み				
	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	－	0	0	0	0	0
②確保の内容	－	0	0	0	0	0
②－①	－	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

〇計画期間における実施見込みはありません。

（12）児童育成支援拠点事業

■児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

単位（人）

	実績	見込み				
	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	－	0	0	0	0	0
②確保の内容	－	0	0	0	0	0
②－①	－	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

〇計画期間における実施見込みはありません。

（13）親子関係形成支援事業

■親子関係形成支援事業

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

単位（人）

	実績	見込み				
	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	－	0	0	0	0	0
②確保の内容	－	0	0	0	0	0
②－①	－	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○グループワーク等が可能なケースがあれば取り組んでいきます。

（14）妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

■妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

単位（回年）

	実績	見込み				
	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	－	88	85	82	79	76
②確保の内容	－	88	85	82	79	76
②－①	－	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○母子手帳交付時の前期面談、中期・後期面談の機会において、事業を実施していきます。

（15）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども園等に通園していない６か月から２歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

単位（人日）

		実績	見込み				
		2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
０歳児	①量の見込	－	0	3	3	3	3
	②確保の内容	－	0	3	3	3	3
１歳児	①量の見込	－	0	9	9	9	9
	②確保の内容	－	0	9	9	9	9
２歳児	①量の見込	－	0	9	9	9	9
	②確保の内容	－	0	9	9	9	9
計	①量の見込	－	0	21	21	21	21
	②確保の内容	－	0	21	21	21	21
②－①		－	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

〇利用ニーズを把握し、2026 年度(令和８年度)以降は認定こども園において提供体制を確保していきます。

（16）産後ケア事業

■産後ケア事業

出産後１年以内の女子に対し、心身の安定及びセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援するため、母親への身体的ケア、育児の手技についての指導及び相談、支援者との関係調整、地域の社会資源の紹介などを行う事業です。

単位（人日）

	実績	見込み				
	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
①量の見込	－	16	16	16	16	16
②確保の内容	－	16	16	16	16	16
②－①	－	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

〇2025 年度(令和７年度)から兵庫県産後ケア事業に参加し、利用可能施設の増加を図ります。

（17）利用者支援援業

■利用者支援

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

単位（か所）

		実績	見込み				
		2023年度（令和５年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
子ども家庭センター型	①量の見込	1	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0	0
特定型	①量の見込	0	0	0	0	0	0
	②確保の内容	0	0	0	0	0	0
	②－①	0	0	0	0	0	0
基本型	①量の見込	0	0	0	0	0	0
	②確保の内容	0	0	0	0	0	0
	②－①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○2019年(平成31年)４月に母子保健型で立ち上げた親子すこやかセンター（子育て世代包括支援センター）において、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う体制構築を行ってきました。今後は、こども家庭センター型に移行し、引き続き支援を行っていきます。

第６章

計画推進に向けて

第６章　計画推進に向けて

１　推進体制の考え方

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画について住民へ広く周知するとともに、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）に沿って、年度ごとに計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

（１）推進体制の確立

本計画の推進については、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

（２）情報提供・周知

市川町ではこれまで、子育て支援に関する情報および利用方法などを広報や町のホームページを活用して公開し、必要に応じて個別に相談を受け付ける等、住民に対する広報や周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、広く周知・啓発に努めます。

（３）広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、認定こども園等の施設サービス、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に提供される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がいのある子どもへの対応等、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、努めていきます。

（４）計画の評価・確認

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。

参考資料

参考資料

１　子ども・子育て会議の設置

市川町子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定に基づき、市川町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　会議は、法第７７条第１項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項の事務を処理するものとする。

（１）本町の子ども・子育て施策に関する事項

（２）前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（組織）

第３条　会議は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（１）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（２）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）子どもの保護者

（４）前３号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（議長及び副議長）

第５条　会議に議長及び副議長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　議長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、議長が招集する。ただし、議長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは

説明を聴き、また、委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年１０月１日から施行する。

（市川町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　市川町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３６年条例第１号）の一部を次のように改正する。

（次のよう　略）

附　則（令和５年６月２２日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

２　計画策定の経過

月　　日	内　　容
2023年(令和５年)12月、2024年(令和６年)１月	ニーズ調査実施
2024年(令和６年)12月16日	第一回子ども・子育て会議
2025年(令和７年)２月21日	第二回子ども・子育て会議
2025年(令和７年)２月26日～３月５日	パブリックコメントの実施

3　市川町子ども・子育て会議委員名簿

No.	子ども・子育て会議委員	氏　　名	備　　考
1	社会教育委員長	中野　史子	
2	民生教育常任委員長	本間　信夫	
3	民生委員・児童委員協議会　会長	庄坪　俊明	
4	学童保育園　支援員	大江　鈴美	学童保育園支援員代表
5	保健福祉センター　保健師	上田　由美	保健師代表
6	学識経験者	岩木　和子	
7	学識経験者	中塚　加代子	
8	屋形こども園　園長	柏原　英世	
9	いちかわ東こども園　園長 兼子育て支援センター　所長	木村　眞由美	
10	いちかわ西こども園　保育教諭	山本　紗也	
11	いちかわ東こども園　PTA 会長	小寺　早哉香	保護者代表
12	いちかわ東こども園　PTA 副会長	牛尾　衣里	保護者代表
13	いちかわ西こども園　PTA 会長	丸山　美穂	保護者代表
14	いちかわ西こども園　PTA 副会長	柴田　加奈	保護者代表

【事務局】

市川町教育長	山下　茂樹	
市川町教育委員会　こども教育課長	高橋　幸子	
市川町教育委員会　こども教育課課長補佐	藤後　光恵	
市川町教育委員会　学校給食共同調理所所長	藤田　律子	

（敬称略・順不同）

４　用語集（五十音順）

一時預かり事業
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

延長保育事業
認定こども園・保育所等において、仕事の都合等で通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業。

子育て世代包括支援センター
保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に行う事業。

子育て短期支援事業
保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

子ども・子育て支援
全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国、地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

こどもまんなか社会
子どもや若者一人ひとりの意見を聴いて、その声を大切にして、子どもや若者にとって最もよいことは何かを考え、子どもに関する取り組み・政策をまんなかに据える社会。

コミュニティスクール
学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

小規模保育
主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が６人以上 19 人以下で保育を行う事業。

単位子ども会
子ども会活動を進める上で必要な目的、事業、役割、財政などすべての機能をもっている独立した組織。子ども集団と指導者、育成会をもって構成される。

地域型保育事業
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

地域子育て支援拠点事業
乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

地域子ども子育て支援事業
地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

乳児家庭全戸訪問事業
生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

認定こども園
保護者の就労に関わらず、小学校就学前の子ど

もに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

妊婦健診事業
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

病児・病後児保育事業
病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。

ファミリー・サポート・センター事業
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後児童健全育成事業
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

ヤングケアラー
家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

養育支援訪問事業
養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業。

利用者支援事業
子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

第３期市川町子ども・子育て支援事業計画

2025 年(令和７年)３月

発 行：兵庫県市川町

編 集：市川町教育委員会

〒679-2318　市川町小畑 848

TEL：0790-26-0001　FAX：0790-26-2971